

澁川市

男女共同参画計画

(素案)

平成 20 年9月

市民生活課

目 次

1 策定にあたって	1
(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の背景	1
(3) 計画の位置づけ	1
(4) 計画の期間	2
(5) 調査の実施	2
(6) 市民意見の反映	2
(7) 策定体制	2
2 男女共同参画社会をめざす市の現状	3
(1) 本市の概要	3
(2) 少子高齢化の進展	4
(3) 産業構造の変化	5
(4) 家族形態の変化	7
(5) 地域の変化	9
(6) 市民の意識や日常生活の状況	10
3 計画がめざす方向	15
(1) 将来像・基本理念	15
(2) 施策の体系	16
(3) 重点的な施策	18
4 施策の展開	19
基本目標 1 男女平等意識の高揚と人権尊重	20
施策目標 1 男女平等意識の高揚とジェンダーに敏感な視点に立った制度・慣行の見直し	21

施策目標2	男女平等意識を育む教育の推進	25
施策目標3	女性の性の尊重	28
施策目標4	女性に対するあらゆる暴力の根絶	30
基本目標II	家庭における男女共同参画の促進	33
施策目標1	男女が家庭責任を担える環境づくり	34
施策目標2	子育てや介護を社会で支える環境づくり	37
施策目標3	心身の健康づくりへの支援	40
基本目標III	地域社会における男女共同参画の推進	42
施策目標1	政策・方針決定の場への女性の参画推進	44
施策目標2	様々な分野への女性の参画促進	48
施策目標3	地域活動と生活支援の充実	51
施策目標4	国際社会理解と交流活動の推進	53
基本目標IV	就業における男女共同参画の推進	56
施策目標1	男女が対等なパートナーとして働く環境整備	57
施策目標2	女性のチャレンジ支援	61
5	計画の推進	64
1	計画の進行管理の実施	64
2	庁内の推進体制などの機能充実強化	64
3	市民参画の推進と市民などによる評価システムの整備	64
4	地域活動団体と事業所などとの連携の強化	65
資料編		66
1	調査の実施概要	66
2	共働きの区分	67

1 策定にあたって

(1)計画の趣旨

わが国において、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題となっており、国際社会においても女性に対する暴力の根絶や、男女が意思決定の場へ均等に参画することが求められています。

しかし、本市の現状をみると、“夫は外で働き妻は家庭を守るべき”といった性別によって役割を決めつけてしまう意識や、これに基づく社会慣行は依然として根強いものがあります。また、家庭生活、地域社会、就業の場など様々な分野で解決しなければならない多くの問題や、性別に基づく被害や差別、女性に対する暴力の問題が深刻化している状況です。

このような中で、平成 18 年2月に新渋川市として誕生した本市は、やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまちをめざし、市民一人ひとりが尊重され、男女にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画のまちづくりを推進するため、本計画を策定します。

(2)計画の背景

20 世紀後半、女性政策は国連の先駆的な取り組みによって世界各国に浸透し、大きく進展しました。国内においても昭和 60 年の女子差別撤廃条約の批准を契機に法や制度の整備が進められ、平成 11 年、男女共同参画社会基本法(以下「基本法」といいます。)が制定されました。平成 12 年には基本法に基づく「男女共同参画社会基本計画」が策定され、平成 17 年には「第2次男女共同参画基本計画」として見直しが行われました。

県においても平成 13 年、基本法に基づく法定計画として「ぐんま男女共同参画プラン」の策定に続き、平成 16 年には「群馬県男女共同参画推進条例」(以下、「県条例」といいます。)の制定により県、県民、事業者の責務を示しました。また、平成 18 年には県条例に基づき「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」を策定しています。

(3)計画の位置づけ

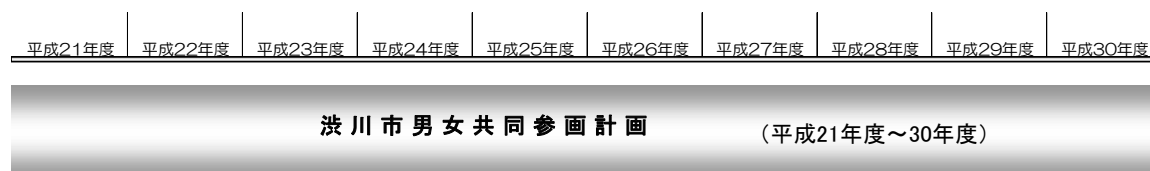
- 基本法第 14 条に規定される市町村男女共同参画計画です。
- 市、市民、事業者をはじめとする市のあらゆる構成員が協働して、男女共同参画に関する施策を総合的に、計画的に推進するための設計図です。
- 平成 12 年度に旧渋川市において策定した「しぶかわ男女共同参画プラン21」の実績を継

承しつつ、平成 18 年2月の合併を踏まえた新たな渋川市としての男女共同参画計画です。

- 総合計画を上位計画としており、その基本理念の1つである「市民とともにつくるふれあいのまち」(市民の参画と協働により、活気とふれあいのあるまちを目指す)を実現するための分野別計画です。また、他の関連する計画との整合を図っています。
- 国の第2次男女共同参画基本計画、県の男女共同参画基本計画(第2次)に配慮しています。

(4)計画の期間

平成 21 年度(2009 年度)から平成 30 年度(2018 年度)までの 10 年間とし、平成 25 年度には中間見直しを行います。



(5)調査の実施

- 平成 19 年度に市民を対象にした市民意識調査を実施しました(資料編参照)。
- 市民意識調査を補足するため、平成 20 年6月に市民へのヒアリング調査及び関係団体調査を実施しました(資料編参照)。
- 関連施策について関係課の事業調査及びヒアリング調査を実施しました。

(6)市民意見の反映

- 広く市民の意見を反映するため市民意見公募を実施しました。(9 月予定)
- 市民懇談会の開催により計画の概要を説明し、地域における意見や要望を収集しました。(9 月～10 月に予定)

(7)策定体制

- 推進懇談会、庁内推進会議、庁内ワーキンググループを組織し、策定しました。

2 男女共同参画社会をめざす市の現状

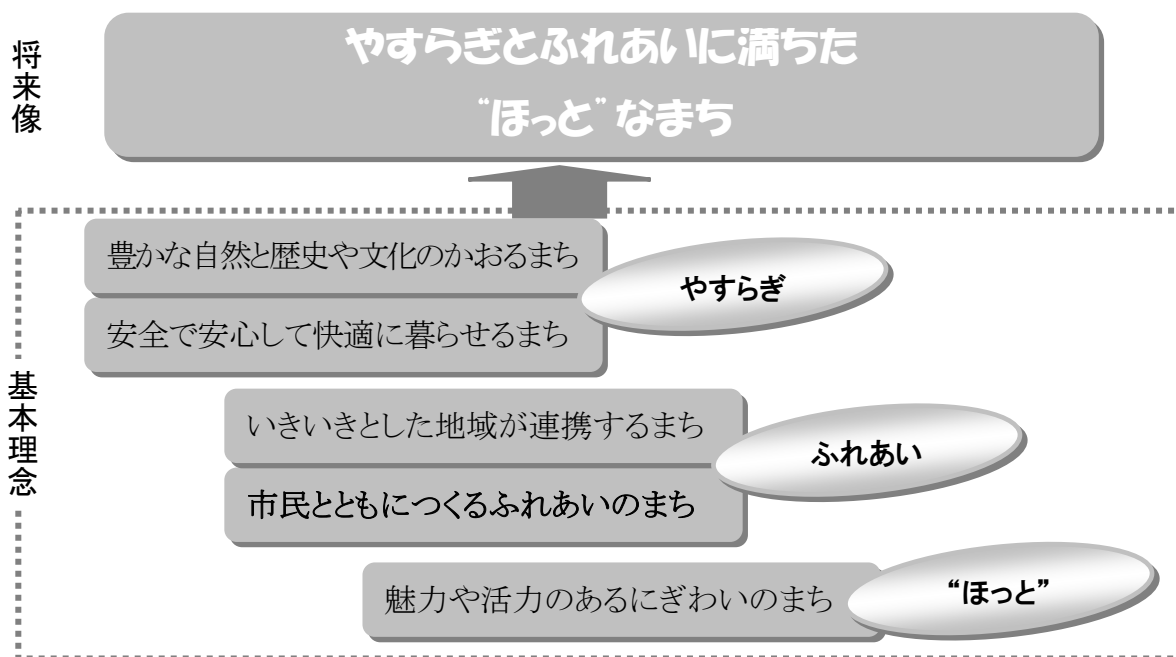
(1)本市の概要

やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまちを目指しています。

平成18年2月20日、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村の1市1町4村の合併によって誕生した本市は、日本、そして群馬県のほぼ中央部、雄大な関東平野の始まる位置にあたります。

市の南側は県庁所在地である前橋市に隣接し、東京都心まで 120 kmの距離にあります。主な交通網としては、JR 上越線、JR 吾妻線の2路線が通り、JR 上越線に4駅、JR 吾妻線には4駅があります。また道路は、南北に関越自動車道と国道 17 号、東西に国道 353 号が通り、関越自動車道には渋川伊香保と赤城の2つのインターチェンジがあります。赤城山、榛名山、子持山、小野子山に抱かれ、利根川と吾妻川の流れによって形成された谷地とともに、標高差が概ね 1,400m以上となる起伏に富んだ地形となっており、豊富な水資源を活かした工業、農業や、首都圏の奥座敷となる温泉地を主とした観光などを主要産業としています。

本市は、合併後の10年間のまちづくりの方針を定めるため、市民参画のもとに総合計画を策定し、5つの基本理念の下、目指すべき将来像を「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」と決めました。

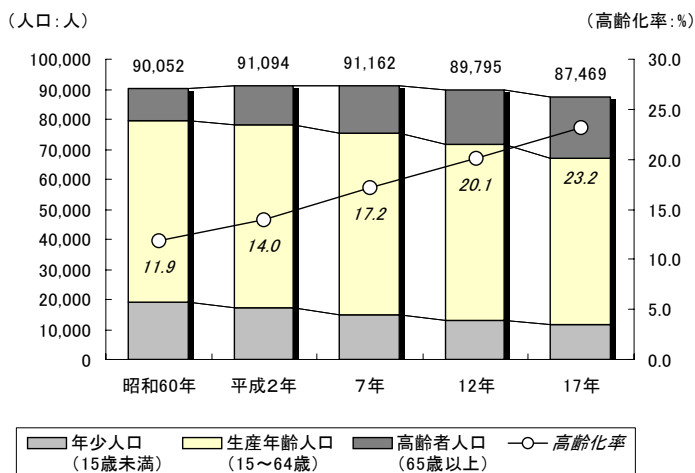


(2) 少子高齢化の進展

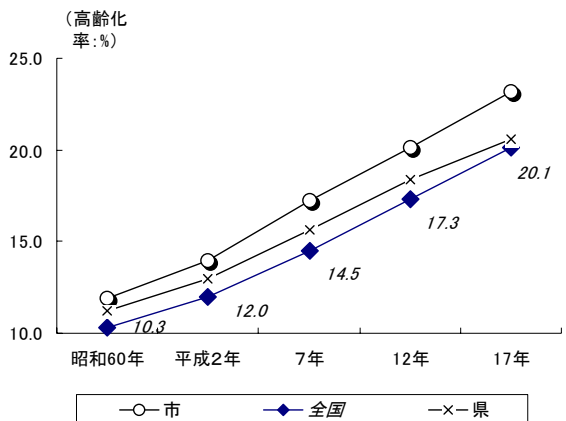
少子化・高齢化が進み、人口も減少してきました。

- 15歳未満の年少人口は昭和60年では19,000人を超えていましたが、平成17年には12,000人を下回りました。一方、昭和60年に10,000人強であった65歳以上の高齢者人口は平成17年には20,000人を超え、総人口に占める割合は23.2%となっています(図表1)。近年は全国、県を上回るスピードで高齢化が進んでいます(図表2)。
- 近年の出生数(年間)は平成8年の834人を最大に徐々に減少し、平成14年以降は700人台を下回っています。平成13年以降は死亡数が出生数を上回り、一層の少子高齢化が進むものと予測されます(図表3)。

図表1 本市の人口と高齢化率の推移

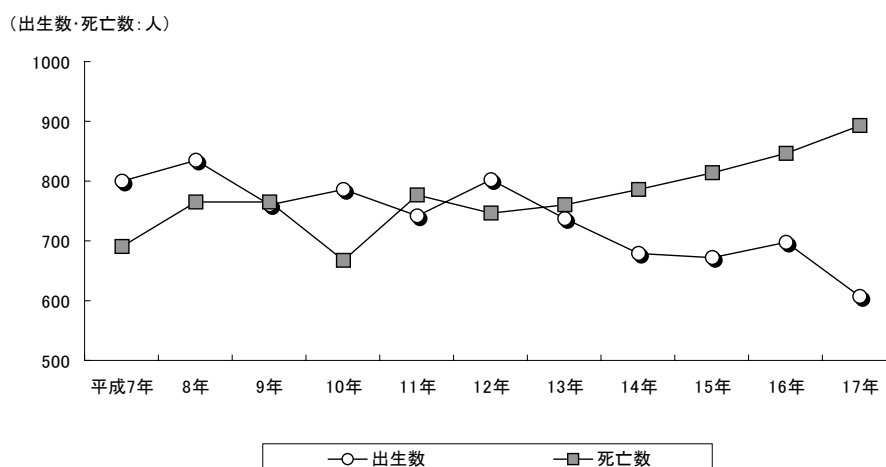


図表2 高齢化率の全国・県との比較



資料: 各年国勢調査(旧市町村の合計であり、総人口には年齢不詳を含む)

図表3 本市の出生数と死亡数の推移



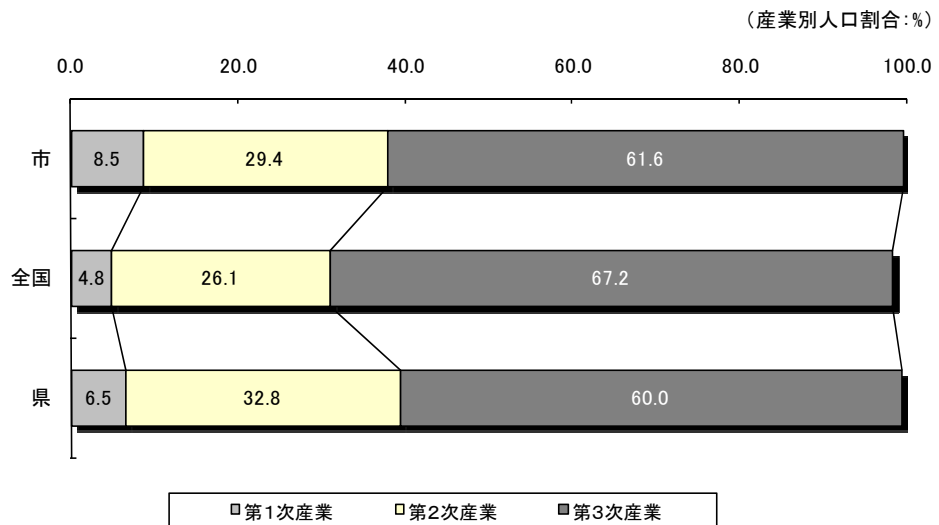
資料: 各年人口動態統計(旧市町村の合計)

(3)産業構造の変化

結婚・子育て期である20～30歳代の働く女性が特に増えています。

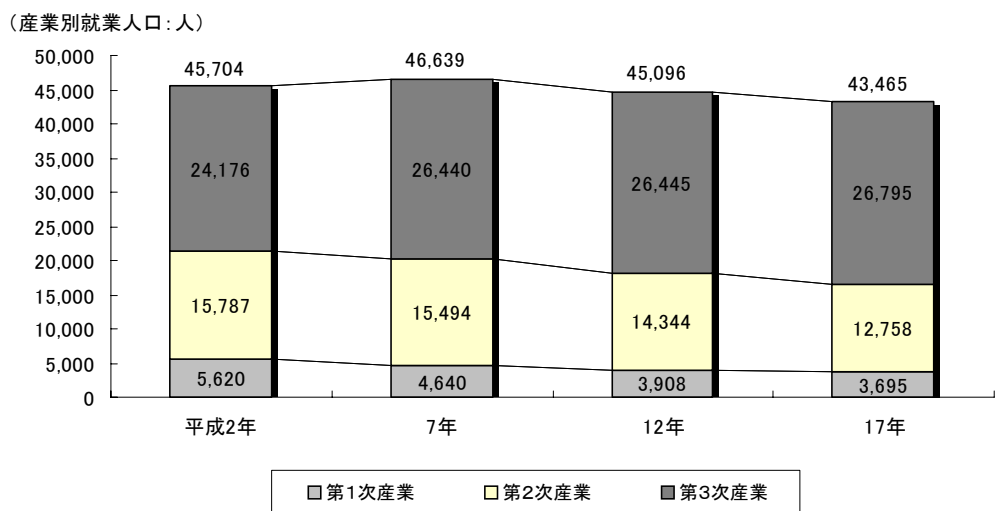
■本市は農業を中心とする第1次産業に従事する割合が8.5%と全国(4.8%)、県(6.5%)に比べて高くなっています(図表4)。また、女性の割合が高いサービス業を中心とする第3次産業の従事者が61.6%と県(60.0%)をやや上回っています(図表4)。

図表4 全国・県との産業別就業人口比較(平成17年)



資料:国勢調査(旧市町村の合計)

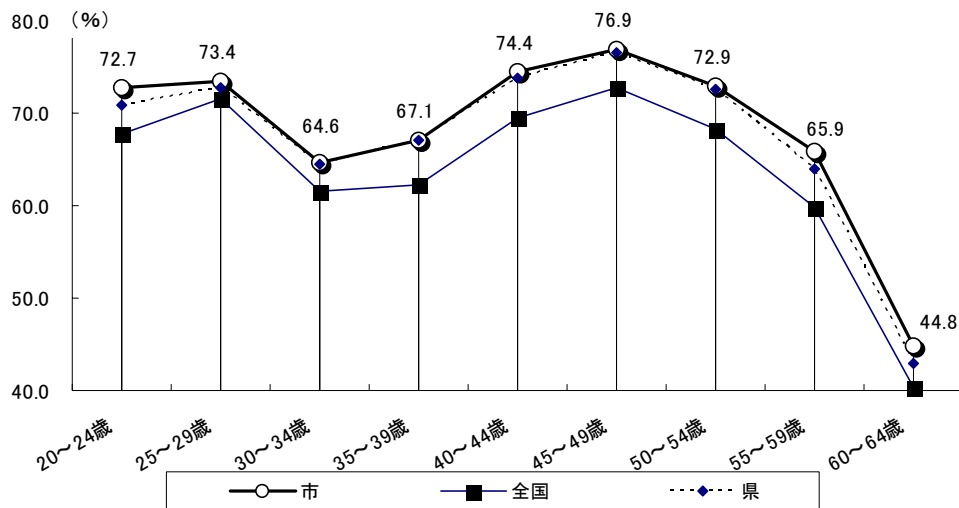
図表5 本市の産業別就業人口の推移



資料:各年国勢調査(旧市町村の合計)

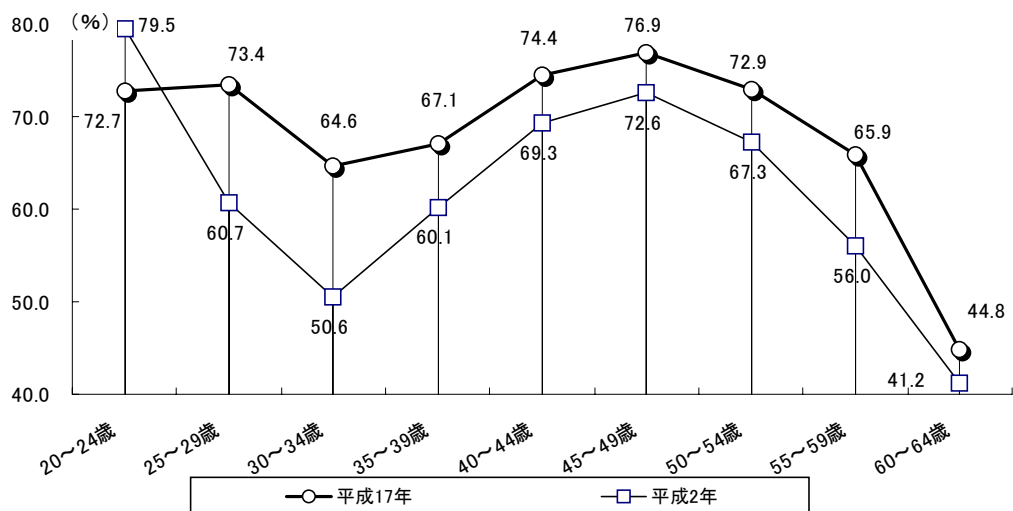
- 女性の労働力率¹は、20歳以上のすべての年齢層で全国・県を上回っており、働く女性が多いことは本市の特徴となっています(図表 6)。
- 平成2年と平成17年の女性の労働力率を比較すると、特に結婚・子育て期である20歳代後半から30歳代前半で大きく上昇し、M字型曲線の谷は上がりました(図表 7)。この変化は女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇や、少子化による子育て期間の短期化などによるものと考えられます。

図表 6 全国・県との女性労働力率の比較(平成17年)



資料: 国勢調査(旧市町村の合計)

図表 7 本市女性の労働力率の推移



資料: 各年国勢調査(旧市町村の合計)

¹ 労働力率:

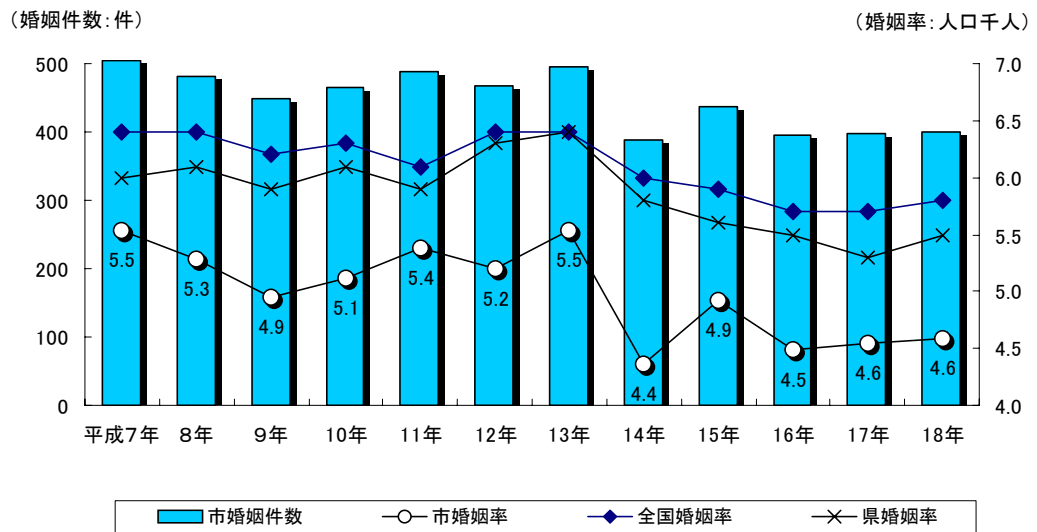
就業者と完全失業者の合計が15歳以上人口に占める割合のことをいいます。女性の年齢階級別労働力率は、20歳代前半までは高く、25歳~35歳の年齢層で低下し、40歳代で再び高くなり、老年期に向かって下降しています。これをグラフで表すとM字型カーブを描くことからM字型曲線と呼んでいます。

(4) 家族形態の変化

夫婦のみやひとり暮らしの世帯が増えています。

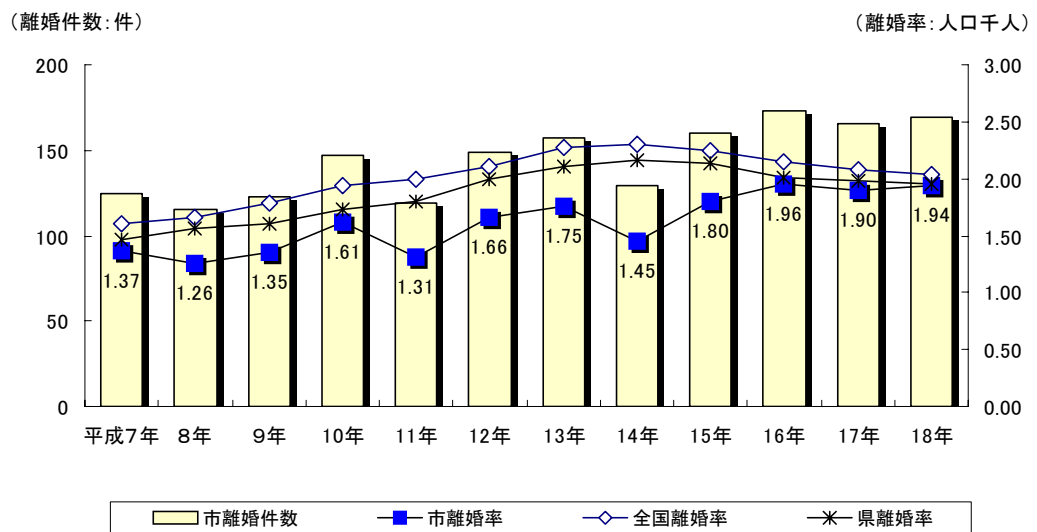
■ 婚姻率は低下していますが、離婚率は全国・県同様、やや増加傾向がみられます(図表 8、図表 9)。

図表 8 本市の婚姻の推移及び全国・県との比較



資料: 各年人口動態統計(平成 17 年までは旧市町村の合計)

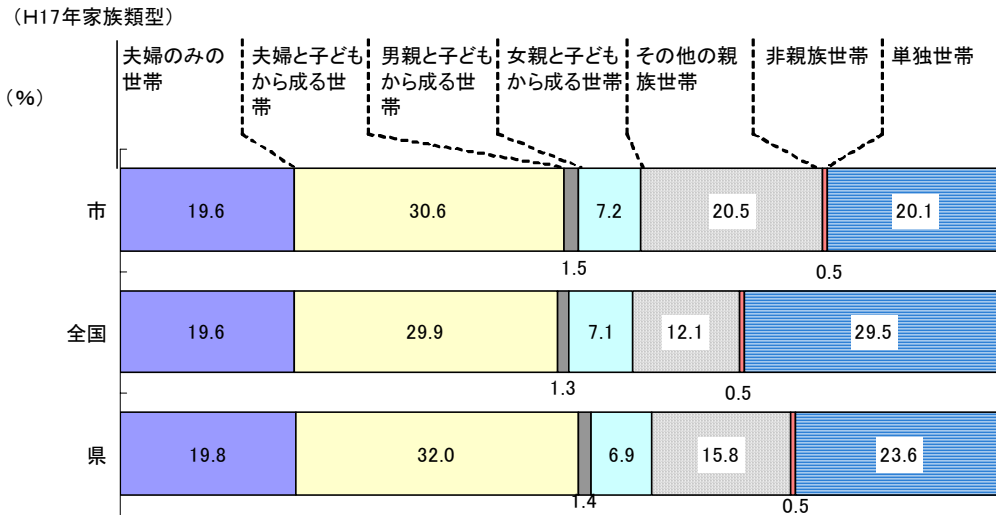
図表 9 本市の離婚の推移及び全国・県との比較



資料: 各年人口動態統計(平成 17 年までは旧市町村の合計)

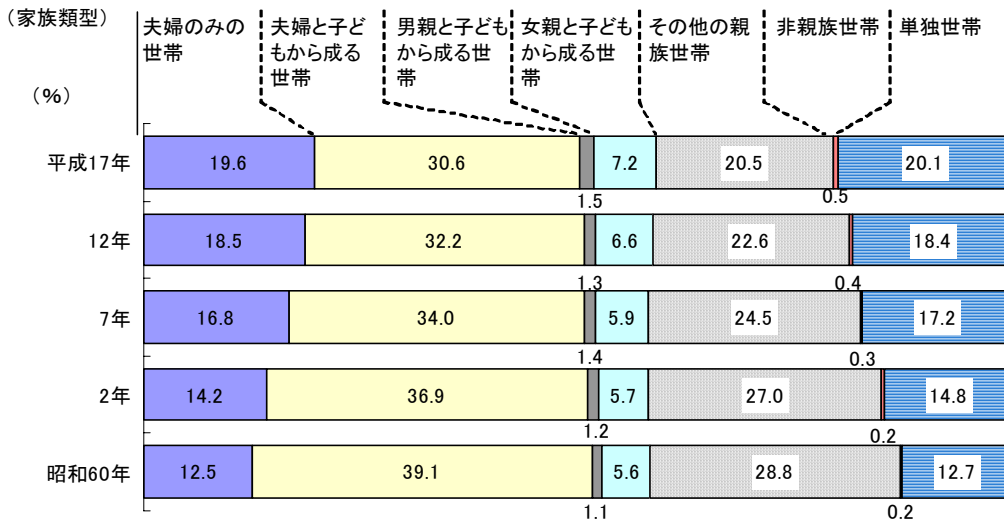
■全国・県と比べ、核家族の割合はほぼ同じですが、3世代同居などの「その他の親族世帯」の割合が20.5%と高く、「単独世帯」(ひとり暮らし世帯)の割合が20.1%と低いことが本市の特徴です(図表10)。しかし、昭和60年と比べると、子どものいる世帯が減少し、夫婦のみの世帯、単独世帯やひとり親世帯が増加しており世帯の小規模化が進んでいます(図表11)。

図表 10 家族類型の全国・県との比較(平成 17 年)



資料:国勢調査(旧市町村の合計)

図表 11 本市の家族類型の推移



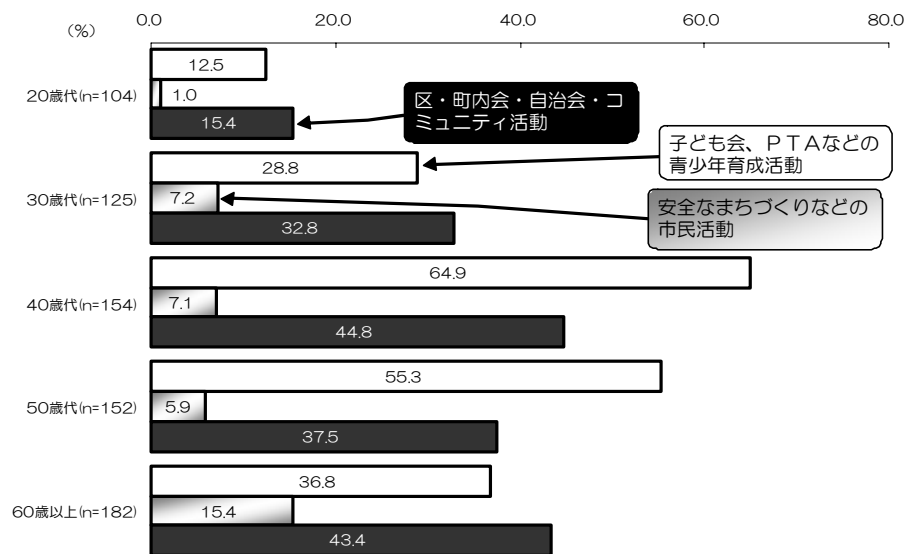
資料:各年国勢調査(旧市町村の合計)

(5) 地域の変化

若い世代を中心に地域活動に参加する人が少なくなっています。

■ 少子高齢化、ライフスタイルの変化等によって地域の姿が変容し、子育て、介護やひとり暮らし高齢者の問題など安全安心な市民生活を維持する上で様々な問題が山積していますが、若い世代では、地域活動に参加する人は少ない状況です。(図表 12)。

図表 12 本市の地域活動の年代別参加状況

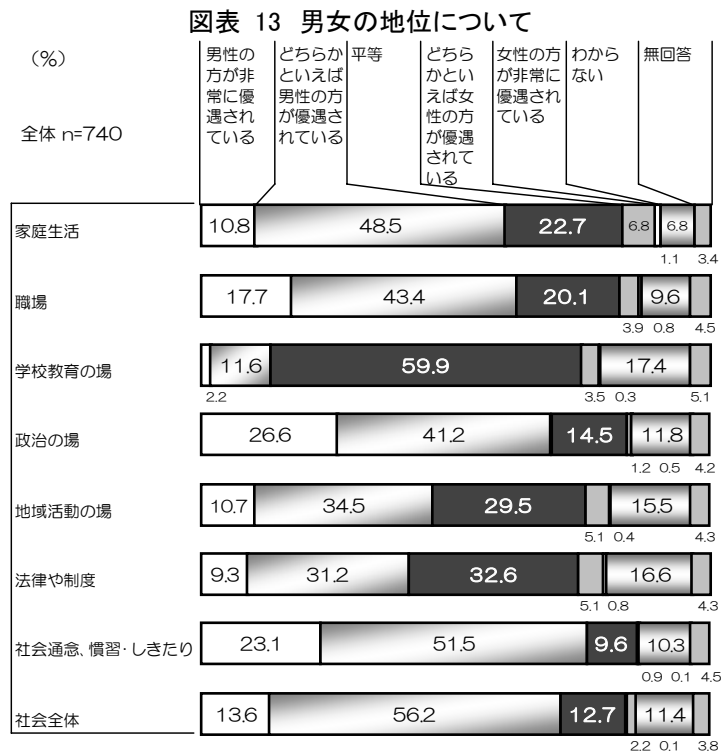


資料: 市民意識調査

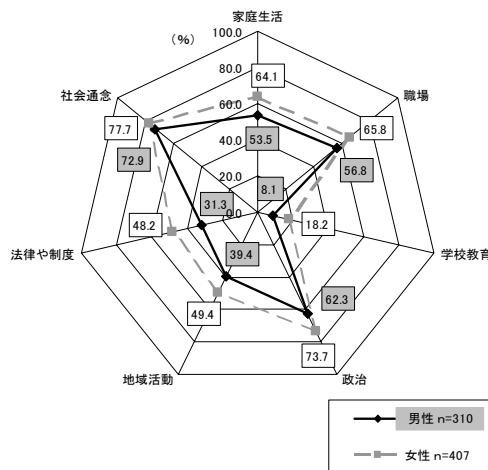
(6)市民の意識や日常生活の状況

様々な分野で“男性が優遇されている”と回答する市民は少なくありません。

- 家庭生活、職場、政治の場、地域活動の場、社会通念、慣習・しきたりなどにおける男女の地位について“男性優遇”と回答した市民が多く、「平等」、「女性優遇」などを大きく上回りました(図表 13)。
- 社会通念、慣習・しきたりでは“男性優遇”が男女いずれにおいても7割台でもっとも高くなっています。これ以外の分野では、女性が“男性優遇”と回答する比率は男性の回答の割合を大きく超えており、男女の認識の差がみられます(図表 14)。



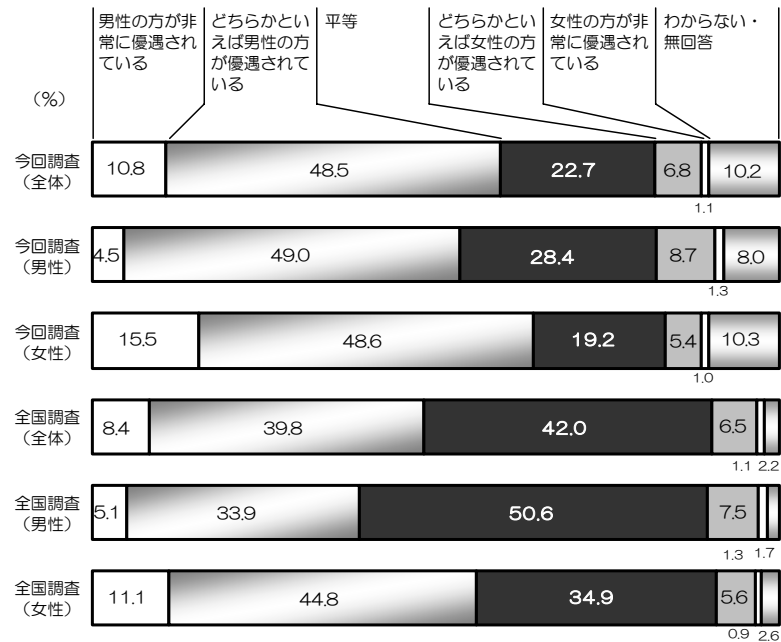
図表 14 男女別の“男性優遇感”



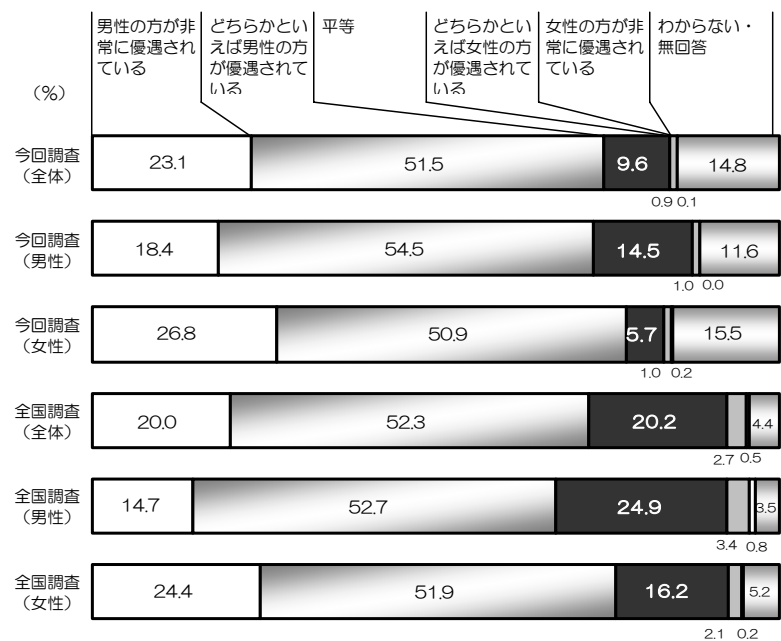
注：“男性優遇”とは「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計。
資料：市民意識調査

■全国調査(平成 19 年内閣府世論調査)と比較しても、家庭生活、政治の場、社会通念、慣習・しきたりにおいて本市の「平等」の回答は低い割合です(図表 15、図表 16)。

図表 15 家庭生活における全国調査との比較



図表 16 社会通念、慣習等における全国調査との比較

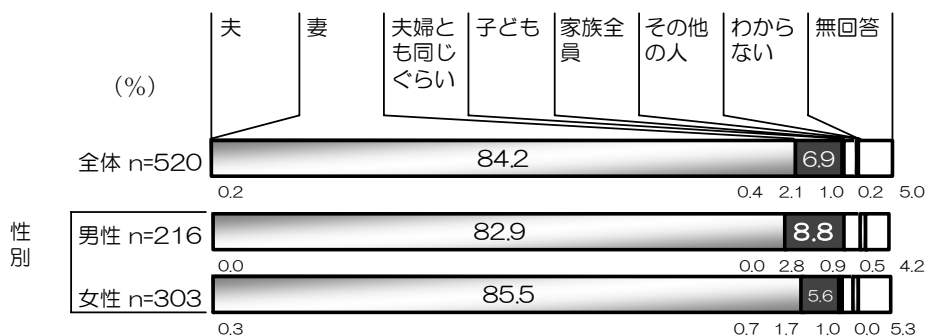


資料: 市民意識調査

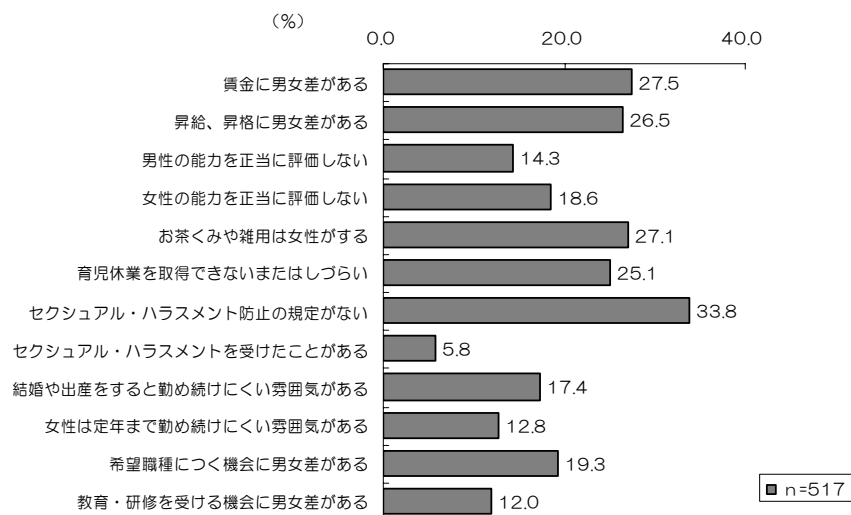
様々なところで男女の不平等感が生じる要因がみられます。

- 家庭では、家事・育児・介護など家庭生活のほとんどは女性が中心です(図表 17)。
- 男女雇用機会均等法の下で男女に均等な機会が与えられているはずの職場では、能力評価、セクシュアル・ハラスメント、昇格・昇給などで男女差がある状況です(図表 18)。

図表 17 食事のしたくの役割分担



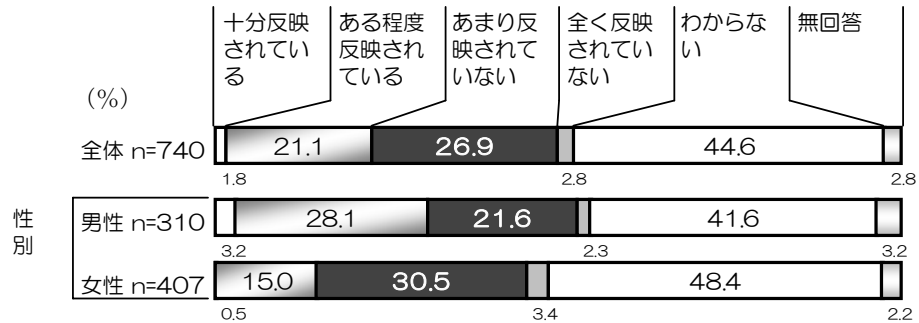
図表 18 職場における男女の状況



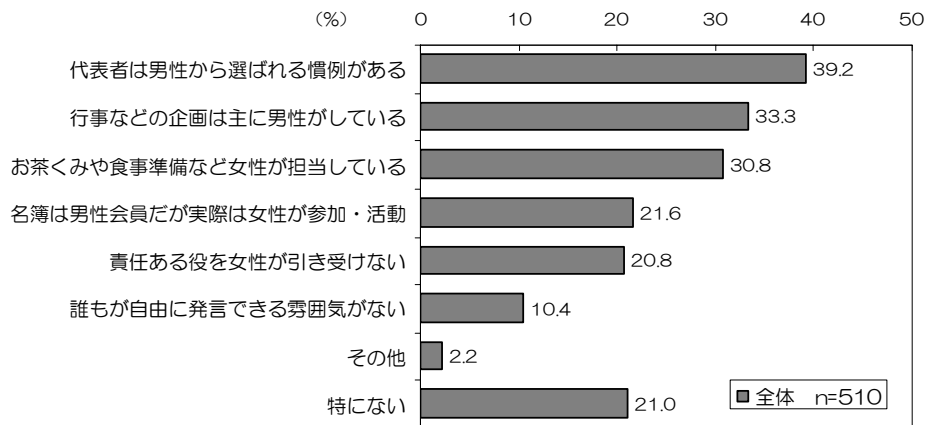
資料: 市民意識調査

- 政治の場では女性の意見が反映されていない状況です(図表 19)。
- 地域活動の場においても、男性が中心となっている状況があります。(図表 20)。

図表 19 市の政策への女性意見の反映



図表 20 地域活動の場の状況

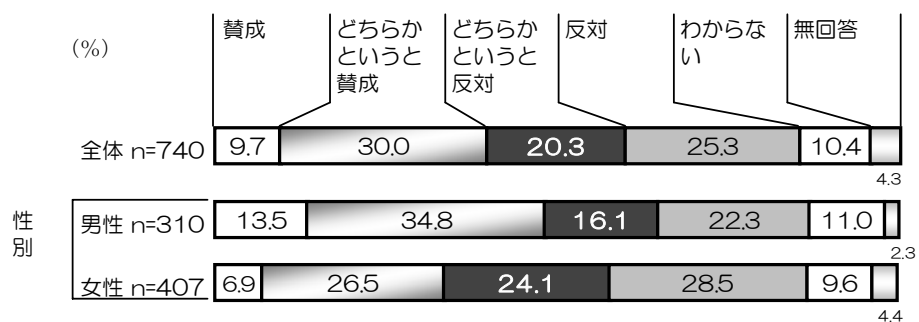


資料:市民意識調査

固定的な性別役割分担意識は男女の人権を阻害しています。

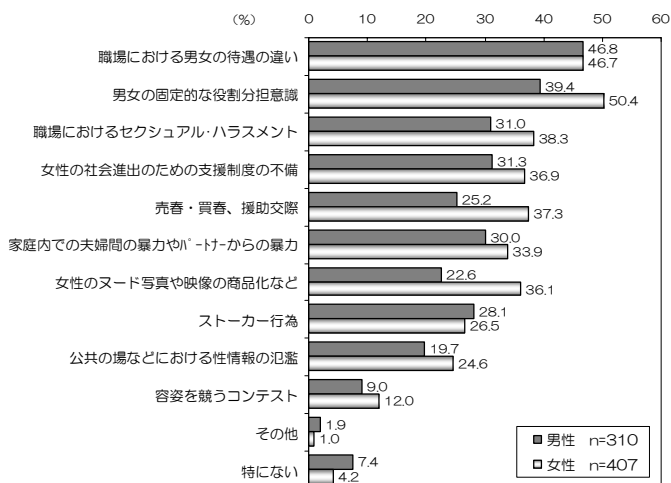
- “夫は外で働き妻は家庭を守るべき”という「男女の固定的な役割分担意識」(図表 21)は、“女性の人権が尊重されていないこと”と女性は認識しています(図表 22)。このほか職場の不平等や女性の尊厳を傷つける行為など女性の人権を侵害するものが社会の様々な分野に存在していることが分かりました(図表 22)。
- 一方で、女性の働く理由が多様なのに対し、男性が圧倒的に「生計を維持するため」を挙げるのは性別役割分担によるものと考えられ、男性にとっても多様な生き方の選択を狭めている可能性があります(図表 23)。

図表 21 “夫は外で働き妻は家庭を守るべき”についてどう思いますか

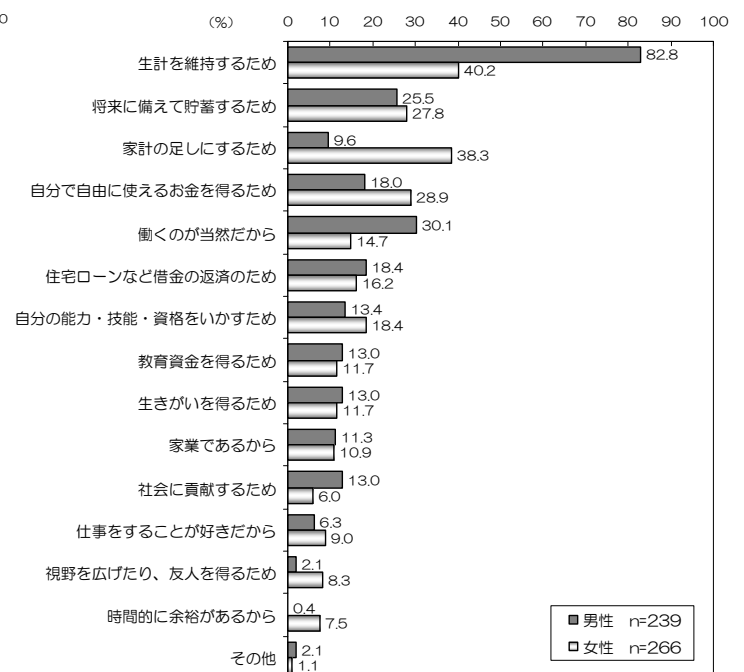


注：“賛成”とは「賛成」と「どちらかという賛成」の合計、“反対”とは「反対」と「どちらかという反対」の合計。
資料：市民意識調査

図表 22 女性の人権が尊重されていないと感じること



図表 23 働いている理由



資料：市民意識調査

3 計画がめざす方向

本計画は、基本法を踏まえ、次の5つの「基本理念」を定め「将来像」を目指すとともに、これを実現するため4つの「基本目標」、13の「施策目標」及び31の「施策の方向」を体系化します。

(1) 将来像・基本理念

将来像

性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、
その個性と能力を十分に発揮することができる

男女共同参画社会の実現

基本理念

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじると共に、男女の差別をなくし「男」、「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる社会を築きます。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができる社会を築きます。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる方針決定の場に共同して参画できる社会を築きます。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女がお互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできる社会を築きます。

国際的協調

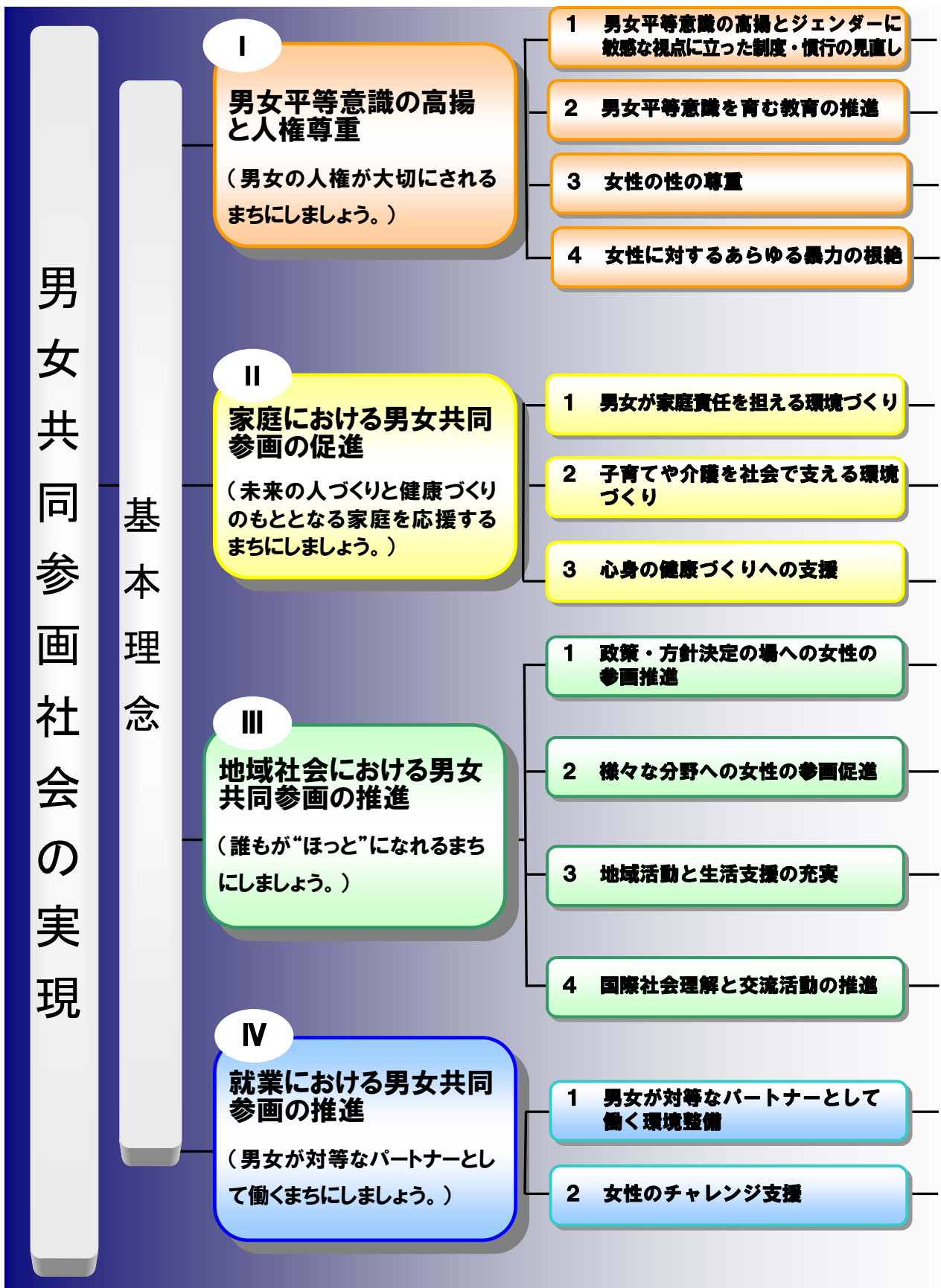
国際社会における相互理解と協力のもとに、男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 施策の体系

【将来像】

【基本目標】

【施策目標】



【施策の方向】

(1) 啓発活動の推進 重	(p23)
(2) 家庭、地域、職場などにおける制度、慣行の見直し	(p23)
(3) 職員研修の充実・強化 重	(p24)
(1) 保育所、幼稚園、学校における男女平等教育の推進	(p27)
(2) 家庭における男女平等教育の促進	(p27)
(3) 男女平等の視点に立った社会教育の推進 重	(p27)
(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及と母子保健の充実	(p29)
(2) メディアにおける男女の人権尊重	(p29)
(1) ドメスティック・バイオレンス等の防止対策の推進 重	(p32)
(2) 被害者支援システムの整備・充実 重	(p32)
(1) 家事・育児・介護における男女共同参画の促進	(p36)
(2) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの促進 重	(p36)
(1) 子育て支援環境の整備 重	(p38)
(2) 介護支援環境の整備 重	(p39)
(1) 健康づくりの推進	(p41)
(2) 生涯スポーツの推進	(p41)
(1) 各種審議会等への女性の参画推進 重	(p46)
(2) 女性の人材育成と市政への市民参画の推進	(p46)
(3) 女性職員の登用推進	(p47)
(1) 地域活動への男女の参画促進	(p50)
(2) 企業・団体等における女性の登用促進	(p50)
(3) 新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進	(p50)
(1) 高齢者障害者の社会参加の促進	(p52)
(2) ひとり親世帯などの生活の安定・自立支援	(p52)
(3) 地域活動の促進	(p52)
(1) 国際社会理解のための教育と学習活動の推進	(p55)
(2) 国際交流の充実	(p55)
(3) 市民平和運動の推進	(p55)
(1) 男女が働きやすい職場環境の整備	(p59)
(2) 商工自営業者・農業等の女性の労働条件の向上	(p60)
(1) 再就職等への支援と環境整備	(p63)

重は重点的な施策（次ページ参照）

(3)重点的な施策

市民意識調査をはじめとする本市の現状から、計画期間中に重点的に推進する施策を以下の通り設定します。

重点1 男女共同参画に関する正しい理解の普及

男女共同参画の基本的な事項について認知度が低いという市民意識調査結果を踏まえ、男女共同参画社会の姿を市民に身近なものとして普及するとともに、性別役割分担意識の解消に向け、啓発・学習の一層の充実を図ります。

重点2 女性に対する暴力の予防と被害者支援の強化

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、広く市民に意識啓発を行うとともに、安全・安心な地域づくりに取り組みます。また、庁内体制強化を図り、暴力被害に遭った市民の総合的、計画的な支援体制整備に取り組みます。

重点3 女性の登用促進

審議会等女性委員比率 20%の目標を達成するとともに、地域・社会活動団体における意思決定の場への女性の参画促進を図るため、先進事例の研究も含め、登用促進の施策を強化します。

重点4 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がワーク・ライフ・バランス²を図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにしていくためには、それが実現できる環境をつくることが重要です。市民や事業者の仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、男性の家庭生活への参画が可能となる環境整備の促進を図るとともに、子育てや介護の支援を強化していきます。また、再就職・起業等にチャレンジする女性への支援を強化します。

重点5 市職員の意識改革と男女共同参画の推進

本計画を推進する上で、市職員の意識改革と男女共同参画の推進が不可欠です。

市民や事業者のモデルとなるよう市職員一人ひとりの意識の高揚と体制づくりに総合的、計画的に取り組めます。

² ワーク・ライフ・バランス：

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることをいいます。国においては平成19年12月、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を定めました。

4 施策の展開

－施策の展開の見方－

基本目標 1 男女平等意識の高揚と人権尊重

1 男女平等意識の高揚とジェンダーに敏感な視点に立った制度・慣行の見直し

- (1) 啓発活動の推進 ■
- (2) 家庭、地域、職場などにおける制度、慣行の見直し
- (3) 職員研修の充実・強化 ■

2 男女平等意識を育む教育の推進

- (1) 保育所、幼稚園、学校における男女平等教育の推進
- (2) 家庭における男女平等教育の促進
- (3) 男女平等の視点に立った社会教育の推進 ■

3 女性の性の尊重

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及と母子保健の充実
- (2) メディアにおける男女の人権尊重

4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) ドメスティック・バイオレンス等の防止対策の推進 ■
- (2) 被害者支援システムの整備・充実 ■

基本目標の下に位置づけられる施策目標と施策の方向(重は重点的な施策)を示しています。

◆指標◆

項目名	現状	目標(平成25年度)
1 「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」という考え方に反対(「どちらかという反対」も含む)する市民の割合	46% (市民意識調査2007)	52%
2 社会通念、慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	10.0% (市民意識調査2007)	13%

この基本目標がどの程度達成されたのかを測るための指標です。

施策目標 1 男女平等意識の高揚とジェンダーに敏感な視点に立った制度・慣行の見直し

◆現状◆

- 固定的な性別役割分担に対する意識は、性別や年齢層により差があります。
- 性別役割分担意識は、様々な分野の不平等感を高めています。
- 基本法は地方自治体に対し、男女共同参画社会形成に配慮するよう定めています。

施策目標ごとに市の現状についてポイントを記載しています。

◆施策のポイント◆

- ◇ 固定的な性別役割分担意識は、男性で高く、また、高齢層だけでなく若い世代においてももろかわれることから、これまでの啓発方法や学習体系を見直し、年齢層に合わせた施策が必要です。
- ◇ 固定的な性別役割分担は、偏見につながりやすく、男女個人の能力を発揮する機会を妨げる可能性があります。わたしたちの意識の中にある性別役割分担意識を解消し、根本からの男女平等の意識をつくるのが大切です。
- ◇ 市職員の意識を高めることはもちろんのこと、市の施策(事業)の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画の視点を反映する必要があります。

市の現状に対応した施策のポイントを記載しています。

■ 施策の方向(1)「啓発活動の推進」

重点1

男女共同参画社会やジェンダーについて正しい知識を普及させるため、市民にわかりやすい啓発と、効果的な情報提供に努めます。

具体的事業	内容	担当課
1 広報誌による啓発	広報誌に男女共同参画関連情報を掲載し、幅広く市民に周知します。	市民生活課

施策の方向ごとに具体的な事業とその内容のほか、事業に取り組む担当課を記載しています。

基本目標 | 男女平等意識の高揚と人権尊重

男女の人権が大切にされるまちにしましょう。

1 男女平等意識の高揚とジェンダーに敏感な視点に立った制度・慣行の見直し

- (1) 啓発活動の推進 ■
- (2) 家庭、地域、職場などにおける制度、慣行の見直し
- (3) 職員研修の充実・強化 ■

2 男女平等意識を育む教育の推進

- (1) 保育所、幼稚園、学校における男女平等教育の推進
- (2) 家庭における男女平等教育の促進
- (3) 男女平等の視点に立った社会教育の推進 ■

3 女性の性の尊重

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及と母子保健の充実
- (2) メディアにおける男女の人権尊重

4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) ドメスティック・バイオレンス等の防止対策の推進 ■
- (2) 被害者支援システムの整備・充実 ■

◆◆指標◆◆

項目名	現状	目標（平成25年度）
1 「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」という考え方に反対（「どちらかという反対」も含む）する市民の割合	45.6% (市民意識調査2007)	52%
2 社会通念、慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	9.6% (市民意識調査2007)	13%
3 「隠れたカリキュラム ³ 」の点検	なし	調査結果の公表
4 男女共同参画関連の出前講座開催回数	1回	3回
5 差別的表現の改善ガイドラインの作成	なし	作成及び運用
6 DV基本計画の策定	なし	実態把握

³ 隠れたカリキュラム:

教育する側が意図する、しないに関らず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学びとっていく全ての事項を指します。具体的には、教科書などの記述やイラストを通して描かれる固定的な男性像・女性像や、教師の何気ない言葉、動作、学校行事における男女の役割などが挙げられます。

施策目標 1 男女平等意識の高揚とジェンダーに敏感な視点に立った制度・慣行の見直し

◆◇現状◇◆

- 固定的な性別役割分担に対する意識は、性別や年齢層により差があります。
- 性別役割分担意識は、様々な分野の不平等感を高めています。
- 基本法は地方自治体に対し、男女共同参画社会形成に配慮するよう定めています。

社会で様々な活動を行う際には、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といわれるように、個人としてではなく性別によって役割を期待されることがよくあります。これは人々がジェンダー⁴にとらわれ、また、それに基づく制度や慣行などがあるためです。

本市では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、“反対”（45.6%）が“賛成”（39.7%）を上回ったものの、半数に達していないことが分かりました（図表 21）。男性については“賛成”が“反対”を上回る逆転の結果となっており、若い世代にも固定的な性別役割分担意識が見受けられます（図表 24）。

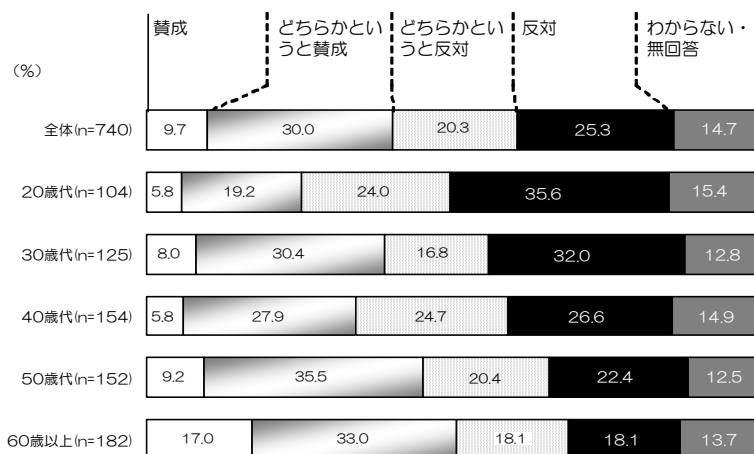
また、全国と比べると、本市は社会通念、慣習・しきたりにおいて「平等」と回答した割合が低いことから、家庭、地域、学校、職場、市の政策などあらゆる場面での制度や慣行をジェンダーの視点で見直す必要があります。

なお、基本法第4条では、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮することを求めています。また、第15条では男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たって、男女共同参画社会の形成への配慮を求めており、市の施策の様々な場面で配慮することが重要です。

⁴ ジェンダー：

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われています。なお、性差を否定したり、男女の区別をなくして人間の中性化をめざすこと、また、ひな祭りや端午の節句等の伝統文化を否定することは、男女共同参画の意図するところではありません。

図表 24 “夫は外で働き妻は家庭を守るべき”についてどう思いますか年齢別



資料: 市民意識調査

図表 25 基本法第4条及び第15条



(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

◆◆施策のポイント◆◆

- ◇固定的な性別役割分担意識は、男性で高く、また、高年齢層だけでなく若い世代においてもうかがわれることから、これまでの啓発方法や学習体系を見直し、年齢層に合わせた施策が必要です。
- ◇固定的な性別役割分担は、偏見につながりやすく、男女個人の能力を発揮する機会を妨げる可能性があります。わたしたちの意識の中にある性別役割分担意識を解消し、根本からの男女平等の意識をつくるのが大切です。
- ◇市職員の意識を高めることはもちろんのこと、市の施策(事業)の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画の視点を反映する必要があります。

■ 施策の方向(1)「啓発活動の推進」

重点1

男女共同参画社会やジェンダーについて正しい知識を普及させるため、市民にわかりやすい啓発と、効果的な情報提供に努めます。

具体的事業	内容	担当課
1 広報誌による啓発	広報誌に男女共同参画関連情報を掲載し、幅広く市民に周知します。	市民生活課
2 情報誌の発行	男女共同参画に関する専門誌を発行し、年齢層を意識したテーマを決めて効果的な情報提供を行います。	市民生活課
3 男女共同参画月間における集中的な情報提供	男女共同参画月間に合わせ、市民の目にふれる図書館に関連図書や雑誌を設置することにより、市民の関心を喚起します。	渋川市立図書館

■ 施策の方向(2)「家庭、地域、職場などにおける制度、慣行の見直し」

様々な分野における男女間の格差やニーズの違いを把握し、施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会づくりの視点を反映できるよう努めます。

具体的事業	内容	担当課
1 市民意識調査の実施	定期的に市民意識の状況を把握し、施策の成果を検証する基礎資料とします。	市民生活課
2 男女別統計データの整備・公表	各種統計、アンケート調査等の男女別データの整備・公表の徹底に取り組みます。	全課 市民生活課

■ 施策の方向(3)「職員研修の充実・強化」

重点5

すべての職員がジェンダーに敏感な視点で事業にあたることができるよう、職員の意識を高めていきます。

具体的事業	内容	担当課
1 庁内報による啓発	庁内報への男女共同参画関連情報の掲載を充実・強化します。	全課 市民生活課
2 職員・教職員・保育士に対する研修会の実施	市役所、学校、幼稚園、保育所において、男女共同参画に関する研修を実施し、職員の意識の向上を図ります。	職員課 市民生活課 こども課 学校教育課
3 職員の意識調査	職員の意識調査を行い、男女共同参画意識の状況を把握していきます。	職員課 市民生活課

施策目標 2 男女平等意識を育む教育の推進

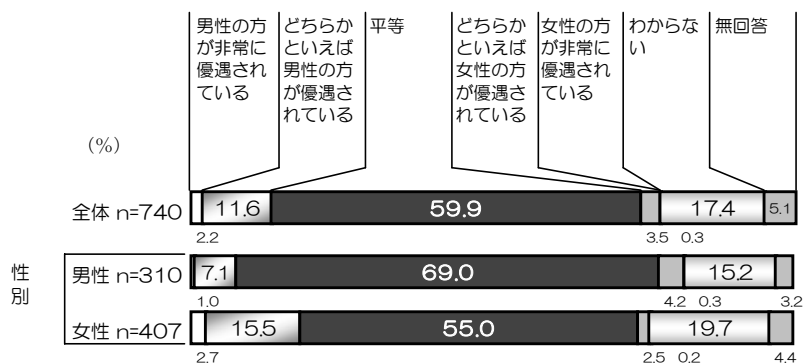
◆◆現状◆◆

- 学校生活は比較的男女平等が進んでいますが、気づかない不平等が心配です。
- 家庭でも子どもに男らしく・女らしくと期待しています。
- 男女共同参画の基本的知識が市民に伝わっていません。

学校教育の場においては、「平等」と回答する市民の割合は6割となっており、他の分野に比べ高い割合ですが、学校生活の中で無意識のうちに言葉や男女の役割分担が決められていること（「隠れたカリキュラム」といわれる。）があるとされています。

市民意識調査によると、家庭では、男の子にも女の子にも「思いやりや優しさ」を期待しますが、男の子には「責任感や自立心」、女の子には「家庭・家族を大切にする」ことが相対的に高くなっており、家庭において性別役割分担意識が再生産される可能性が否めません。

図表 26 学校教育の場における男女の地位



資料：市民意識調査

図表 27 どのような人間に育てほしいか対象別ランキング

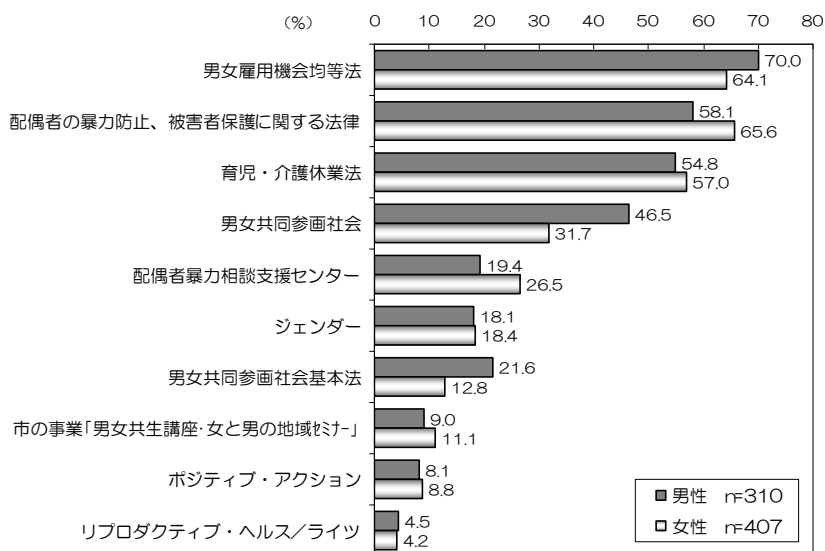
(単位：%)

順位	<男の子>		<女の子>	
1	思いやりや優しさのある人	65.5	思いやりや優しさのある人	84.9
2	責任感のある人	58.4	家庭・家族を大切にする人	56.2
3	家庭・家族を大切にする人	43.2	礼儀正しい人	35.0
4	自立心のある人	40.8	素直な人	34.5
5	礼儀正しい人	22.7	責任感のある人	27.7
6	経済力のある人	15.3	自立心のある人	23.6
7	素直な人	13.6	知性豊かな人	14.5
8	決断力のある人	11.6	決断力のある人	2.6
9	知性豊かな人	10.4	経済力のある人	2.4

資料：市民意識調査

また、男女共同参画に関する用語については市民への周知度が低いものが多く、「ジェンダー」については男女いずれも2割に達していない状況です。市民が男女共同参画を学ぶ機会としては生涯学習がありますが、男女共同参画に関する学習は社会教育として確立されていないのが現状です。

図表 28 男女共同参画に関する用語の周知度



資料：市民意識調査

◆◆施策のポイント◆◆

- ◇今後も隠れたカリキュラムに留意し、男女共同参画の視点を反映した教育を推進する必要があります。
- ◇しつけや生活習慣の形成などの中で平等意識が育まれるよう家庭への支援が必要です。
- ◇働く男女の学習機会も視野に入れ、社会教育プログラムの中に男女共同参画学習を体系化する必要があります。

■ 施策の方向(1)「保育所、幼稚園、学校における男女平等教育の推進」

児童・生徒の発達段階に応じ、人権尊重や男女平等の精神を高める学習と、個性や能力を重視した教育を推進します。

具体的事業	内容	担当課
1 男女平等と個性を生かす教育・保育の推進	様々な体験活動を通して豊かな人間性や社会性を育成していくとともに、隠れたカリキュラムの点検・見直しに取り組み、男女共同参画の視点に立った教育環境づくりに取り組みます。	学校教育課 市民生活課

■ 施策の方向(2)「家庭における男女平等教育の促進」

しつけや生活習慣の形成過程で男女平等意識が育まれるよう、男女共同参画を反映した子育てを支援します。

具体的事業	内容	担当課
1 家庭教育学級の開催	入園前の児童と保護者に対し、男女共同参画の視点からの子育てセミナー等を開催します。	中央公民館 市民生活課
2 保護者への意識啓発の推進	園児・児童・生徒の保護者に対し、家庭において男女共同参画意識を育てる子育ての学習会を開催します。	学校教育課 市民生活課 こども課

■ 施策の方向(3)「男女平等の視点に立った社会教育の推進」

重点1

市民生活に身近なテーマを導入するなど、親しみやすい男女共同参画に関する学習機会を提供します。

具体的事業	内容	担当課
1 学習機会の充実	タイムリーで市民に親しまれるテーマを切り口にした男女共同参画に関する講座を開催します。	生涯学習課 市民生活課
2 図書館における情報提供	図書館において関連資料や雑誌など最新の男女共同参画関連情報を提供します。	洪川市立図書館 市民生活課

施策目標 3 女性の性の尊重

◆◆現状◆◆

- 男女が互いの性について理解を深める必要があります。
- 女性の人権を侵害している性的な表現が見受けられます。

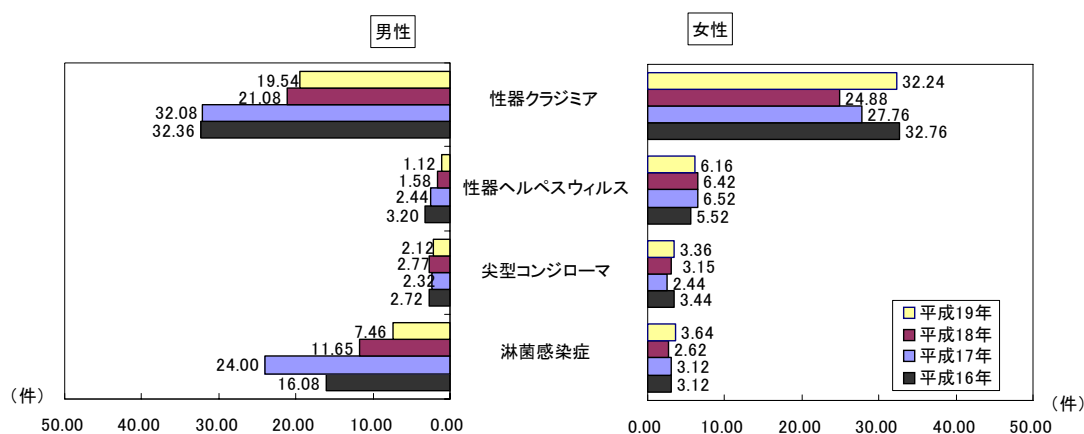
女性も男性も各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。子どもを産む、産まない、いつ何人産むか、安全で満足のいく性生活、子どもを健康に産み育てるなど、女性自らが選び、決定できることが権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ⁵)として尊重されなければなりません。

近年は働く女性の増加や婚姻年齢・出産年齢の上昇など女性のライフスタイルが多様化しており、子どもを安心して産み育てられる保健医療環境の整備がますます重要となっています。

一方、性行動が低年齢化しており、性の逸脱行為などは社会問題となっています。

また、情報化の進展に伴い、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は増大していますが、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や、女性の性的側面のみを強調する表現が少なからず見受けられます。

図表 29 群馬県の性感染症発生件数(定点当り)の推移



資料:「感染症発生動向調査」
注: 定点当り累積報告数

⁵ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利):

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

◆◇施策のポイント◇◆

◇リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念を社会全体に浸透させるとともに、子どもの頃から人権尊重の精神に基づく性教育を推進する必要があります。また、女性のライフスタイルの多様化を踏まえ、安心して子どもを産み育てられるよう支援が必要です。

◇表現の自由を尊重しながらも、女性の人権を尊重する表現を推進することが大切です。市の公的文書はもちろんのこと、事業所や団体に表現に留意するよう呼びかけていく必要があります。

■ 施策の方向(1)「リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及と母子保健の充実」

男女が互いに性を尊重し合えるようリプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念を普及していくとともに、児童・生徒の発達段階に応じた性知識、生命尊重や男女平等の意識、性に関して自ら考え判断する能力を育てます。また、妊娠・出産期における女性の健康管理を支援し、安心して妊娠・出産できる環境整備に努めます。

具体的事業	内容	担当課
1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及	女性の身体・健康に関する自己決定について、市民に普及していきます。	市民生活課
2 性教育学習の充実	学校における保健、道徳、特別活動等の学習の中で、エイズ教育や正しい性に関する教育を推進します。	学校教育課
3 性に関する情報の提供と相談体制の充実	思春期の心と体の健康相談を行うとともに、思春期の親の子育て講座を開催します。 また、妊婦健康診査や新生児訪問指導により妊娠・出産期の相談体制を充実します。	健康管理課
4 経済的支援の充実	安心して妊娠・出産ができるよう、対象者に経済的な助成を行います。	保険年金課

■ 施策の方向(2)「メディアにおける男女の人権尊重」

女性の人権を尊重した性別に基づく固定観念にとらわれない表現を推進し、市役所が率先して普及に努めます。

具体的事業	内容	担当課
1 差別的表現の改善	男女の差別的な表現の改善に向けて、表現基準を作成するとともに、運用の仕組みをつくります。	市民生活課
2 性の商品化問題についての啓発活動の強化	女性の人権侵害を防ぐため、性の商品化問題について情報誌等を通じて啓発します。	市民生活課
3 環境浄化活動の推進	青少年の健全育成に有害な施設・自販機等の所在調査し、地域の健全な環境を守ります。	生涯学習課

施策目標4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

◆◇現状◇◇

○女性の暴力被害は深刻な問題となっています。

○暴力の被害を受けても、第三者に相談しない(できない)女性も少なくありません。

平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV⁶防止法」という。)が成立しましたが、平成 16 年の改正により、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、被害者の保護の強化などが盛り込まれました。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(平成 17 年)において、“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」という人は女性で 10.6%、男性で 2.6%ですが、本市の女性では、恋人や配偶者からの身体・精神・性・経済的な暴力を受けた経験について、「1、2度あった」が 13.8%、「何度もあった」が 10.1%となっており、女性の暴力被害は深刻な問題となっています。

市民意識調査によると、このような暴力被害に遭った女性の相談先は、家族や友人に相談する人が多数となっており、公的機関を利用する人はわずかです。また、被害に遭っても「相談しなかった」(17.5%)「相談しようと思わなかった」(25.8%)とする女性も少なくありません。その理由は、「相談するほどのことではない」「相談しても無駄」「我慢すればやっていくことができる」が主にあげられますが、このほか「恥ずかしい」「自分に悪いところがある」が2割前後に上ります。

これは“女性に対する暴力は犯罪であり、重大な人権侵害である”という社会的な認識が浸透していないことにも起因していると思われます。

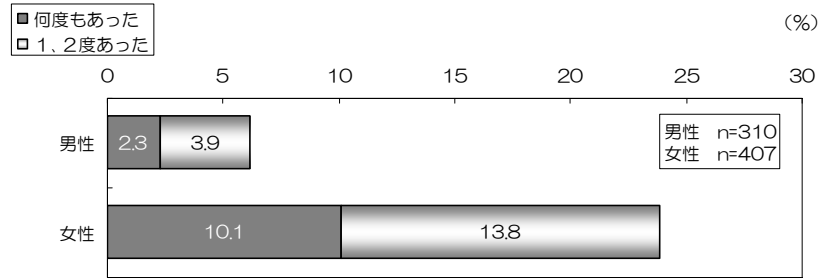
⁶ DV(ドメスティック・バイオレンス):

配偶者や恋人などによって振られる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがあります。家庭内の子どもへの親の暴力や、高齢者虐待とは分けてとらえています。

対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合がありますが、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。

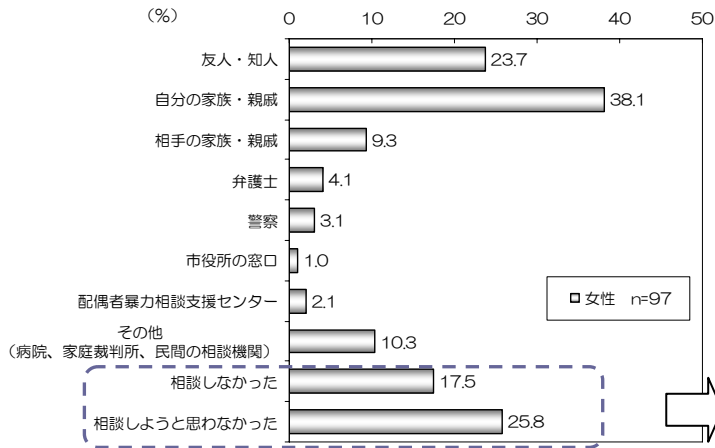
なお、内閣府の調査によると、身体的暴力の加害経験のある人は加害経験のない人に比べ、性別役割分担意識が高いことを示しています。このことから、固定的な性別役割分担が女性の人権を侵害する意識の原因となっていることが考えられます。

図表 30 配偶者や恋人から暴力を受けた経験

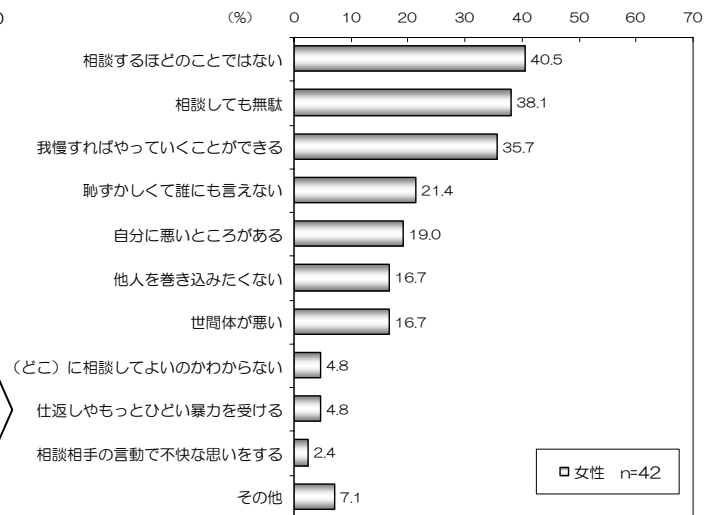


資料: 市民意識調査

図表 31 暴力を受けた時の相談先



図表 11 相談しない理由



資料: 市民意識調査

◆◆施策のポイント◆◆

- ◇女性に対する暴力の根底には女性の人権の軽視があり、人間の尊厳にかかわる基本的人権の侵害であることを周知していくとともに、暴力を防止していく必要があります。
- ◇被害に遭った人への支援を強化する必要があります。

■ 施策の方向(1)「ドメスティック・バイオレンス等の防止対策の推進」

重点2

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて啓発を行うとともに、二次被害を防止するために被害者と接することになる関係者への啓発や研修を行います。

具体的事業	内容	担当課
1 女性への暴力防止啓発	研修会の開催やDV防止月間における勉強会等により、関係職員等の資質の向上を図ります。	市民生活課

■ 施策の方向(2)「被害者支援システムの整備・充実」

重点2

相談窓口の周知を図るとともに、暴力に遭った市民が相談しやすい体制をつくります。また、本市の実情に合わせ、DV防止、被害者の保護から自立支援に至るまでの施策を総合的に講じるための方針を定めます。

具体的事業	内容	担当課
1 DV基本計画の策定	女性に対する暴力に対処する法制度など必要な情報を的確に提供するとともに、関係機関の連携を強化し、暴力に悩む女性への総合的な支援に取り組みます。	市民生活課
2 緊急援助体制(ネットワーク)の設置	子どもの虐待防止にとどまらず、支援を要するすべての子どもを視野に入れ、情報交換や必要な支援等の協議を行います。	こども課
3 専門員による相談の実施	DV被害者と子どもの安全確保に向けて専門的な相談を行います。	こども課

基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の促進

未来の人づくりと健康づくりのもととなる家庭を応援する
まちにしましょう。

1 男女が家庭責任を担える環境づくり

- (1) 家事・育児・介護における男女共同参画の促進
- (2) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの促進 ■

2 子育てや介護を社会で支える環境づくり

- (1) 子育て支援環境の整備 ■
- (2) 介護支援環境の整備 ■

3 心身の健康づくりへの支援

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 生涯スポーツの推進

◆◆指標◆◆

項目名	現状	目標（平成25年度）
7 家庭生活において男女平等であると感じている市民の割合	22.7% (市民意識調査 2007)	26%
8 ファミリーサポートセンター活動件数	930件 (平成20年度)	1,000件以上
9 乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん) 25.5% 子宮がん) 23.4% (平成19年度老保事業対象)	乳がん) 50% 子宮がん) 50%

施策目標 1 男女が家庭責任を担える環境づくり

◆◇現状◆◇

- 家庭の仕事分担は、女性が担っているのが現実です。共働きの女性にも大変重くなっています。
- 母親は父親とともに子育てすることを求めています。父親も仕事が忙しい状況です。

男女がともに社会の活動を担っていくためには、家庭生活を共有し、家族としての責任を果たすことも重要です。

しかしながら、市民意識調査によると家庭生活における“男性優遇”は 59.4%で、全国の48.2%に比べ高く、特に女性の回答で高くなっています。

また、家庭生活における役割分担をみると、食事のしたく、育児・しつけは、共働き、準共働き家庭(区分は資料編参照)を問わず「妻」の役割に大きな違いはみられません。看護・介護でも「妻」の役割は、共働き家庭と準共働き家庭が非共働き家庭を上回るなど、共働き家庭における女性(妻)の負担が重いことがうかがえます。

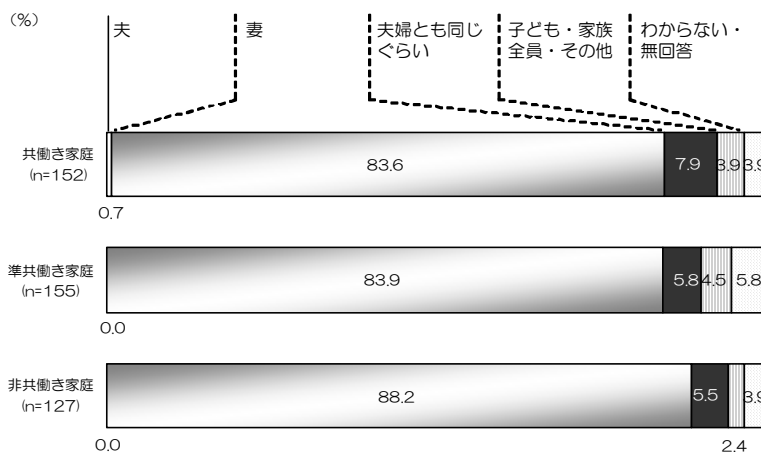
図表 32 理想と現実の家庭の仕事分担

(単位：%)

項目	理想		現実	
	女性(妻)	男女(夫婦)とも同じぐらい	女性(妻)	男女(夫婦)とも同じぐらい
食事のしたく	54.6	22.2	84.2	6.9
育児・しつけ	10.0	67.2	36.3	40.8
看護・介護	6.4	39.3	26.7	19.4

資料：市民意識調査

図表 33 家庭の仕事分担「食事のしたく」

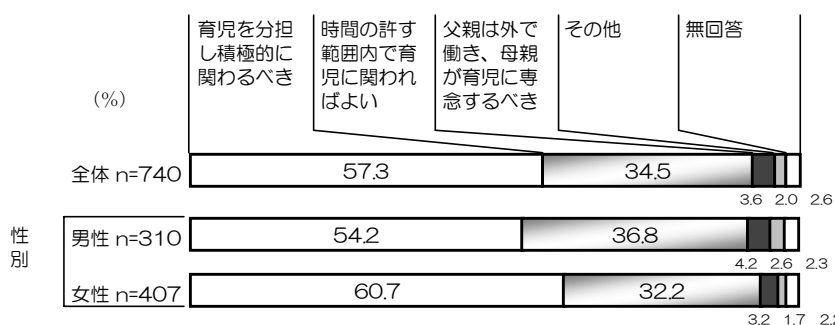


資料：市民意識調査

また、父親の子育てについては、「育児を分担し積極的に関わるべき」が6割弱を占める一方、消極的な参加意見である「時間の許す範囲内で育児に関わればよい」は3分の1を超えています。特に、末子が「0歳～小学校入学前」の女性では「育児を分担し積極的に関わるべき」は8割を超えていますが、男性はその半分程度にとどまり、男女の意識に大きな相違がみられます。

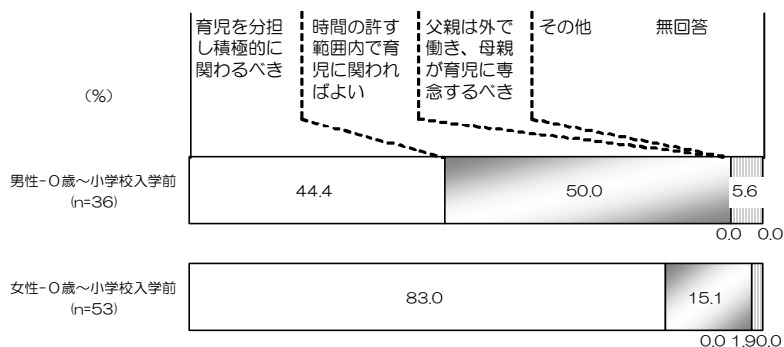
一方で、30歳代、40歳代男性の長時間労働(週60時間以上)は顕著です。“週49～59時間”をみても、20～40歳代男性が30%台であり、30歳代女性も23.6%にのびります。このことから、長い労働時間が、男女で家庭責任を担うことを難しくしていると考えられます。

図表 34 父親の育児参加について



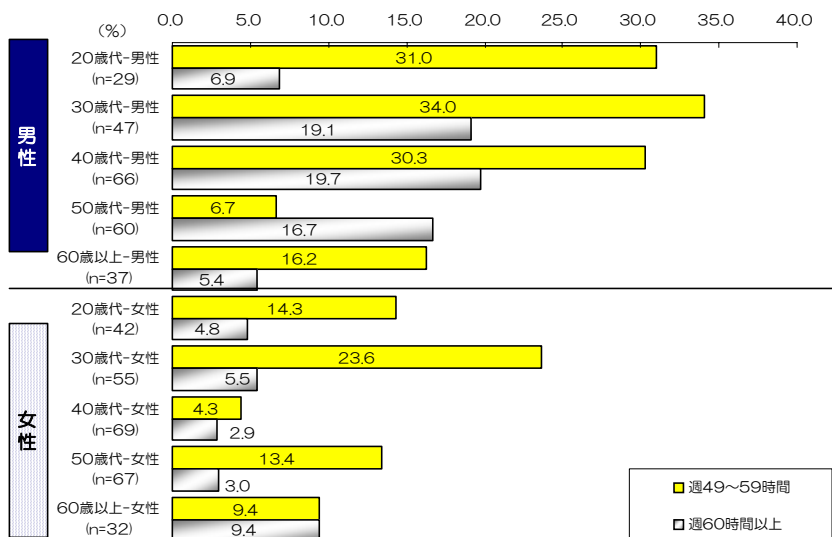
資料: 市民意識調査

図表 35 父親の育児参加について末子の年齢別



資料: 市民意識調査

図表 36 週あたりの平均的な就業時間一年齢別



資料: 市民意識調査

◆◆施策のポイント◆◆

- ◇男女がともに家庭責任を担えるよう、とりわけ男性の意識と実践力の向上を図る必要があります。
- ◇恒常的な残業を生み出す職場慣行を見直して働き過ぎを解消し、企業におけるワーク・ライフ・バランス体制の促進することが求められています。仕事・家庭・地域生活のバランスがとれるよう市民や事業主への意識啓発をさらに推進する必要があります。

■ 施策の方向(1)「家事・育児・介護における男女共同参画の促進」

男性が家事、育児や介護など家庭における役割を認識し、男女で家庭責任を担えるよう実践的な講座も含めた啓発を行います。

具体的事業	内容	担当課
1 男性向け家庭生活講座の開催	身近な地域で男性を対象にした調理実習等を行います。	健康管理課 中央公民館
2 両親教室の開催	主に初妊婦とパートナーを対象に、夫婦(男女)で担う育児の心構えや準備などを伝えます。	健康管理課
3 育児教室の開催	初産の1歳までの乳児とその親を対象に、夫婦(男女)で育児することの大切さや方法を伝えます。	健康管理課
4 男女のための介護講座の開講	介護の知識や技術の習得、介護者の健康や病気を正しく理解するための教室、講演会や交流会を行います。	高齢対策課

■ 施策の方向(2)「企業におけるワーク・ライフ・バランスの促進」

重点4

仕事・家庭生活・地域生活の調和を図ることによって、多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めます。

具体的事業	内容	担当課
1 労働関係法や制度の普及啓発	総労働時間の短縮、フレックスタイム制の導入などバランスある生活の大切さを事業主、労働者の双方に普及します。	商工振興課
2 ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と家庭生活の調和を図ることの必要性や取組みの事例を情報誌や講座等を通じて情報提供します。	市民生活課

施策目標 2 子育てや介護を社会で支える環境づくり

◆◇現状◇◆

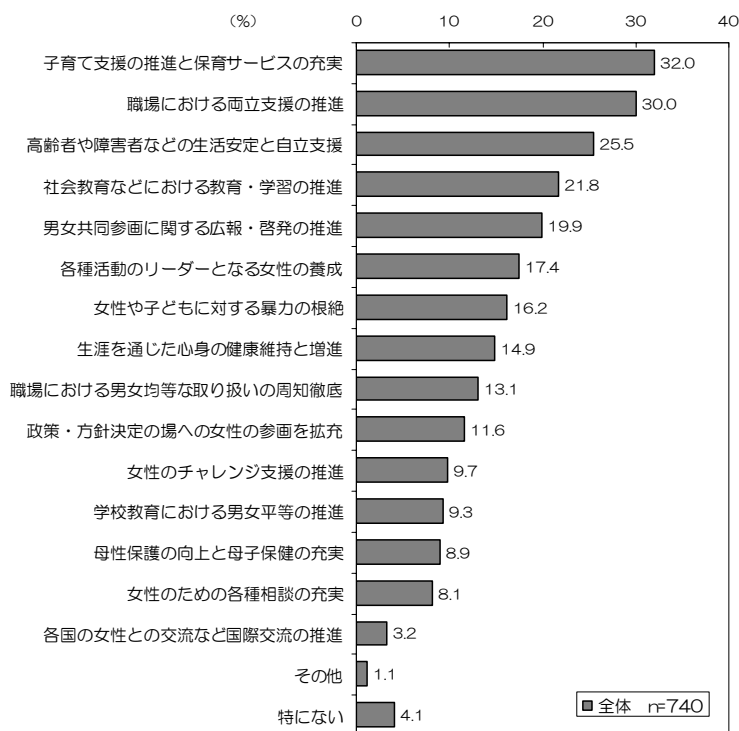
- 核家族化の進展などにより、子育てをする親に負担が重くなっています。
- 看護や介護も担い手は女性が中心です。

核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化などから、子育ての時間的、体力的、精神的不安や負担に悩む母親が増えています。子育ての情報を得たり、相談することができる、あるいは気軽に子どもを預けることができるような社会での支援が求められています。

市民意識調査においても、男女共同参画社会を目指すための施策として「子育て支援の推進と保育サービスの充実」が最上位に挙げられており、特に子育て世代では高いニーズ(20歳代 45.2%、30歳代 36.8%)がみられます。

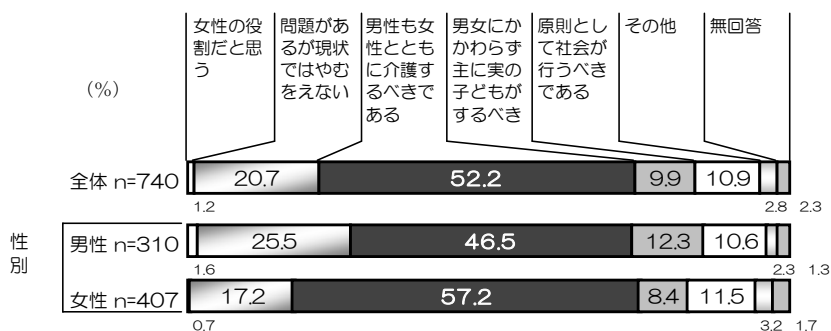
介護については、平成12年に介護保険制度が開始され、要介護者の家族、とりわけ女性に介護の負担を集中させることなく社会全体で支える仕組みとして普及してきました。しかし、男性では、要介護となった場合、配偶者に介護してもらいたいことを望む人が多い上、女性が介護することは「やむを得ない」とする回答が少なくなく、男女の意識の差がみられます。

図表 37 男女共同参画社会を目指すための市の施策



資料: 市民意識調査

図表 38 介護者に女性が多い現状について



資料：市民意識調査

◆◆施策のポイント◆◆

- ◇子育ての負担が女性に偏らないよう市の子育て支援施策の充実はもちろんのこと、地域社会で子育てを支援する風土をつくっていく必要があります。
- ◇看護・介護についても女性が担っている現状を踏まえ、家族みんなで、地域で、社会で支えあう意識と環境づくりが求められています。

■ 施策の方向(1)「子育て支援環境の整備」

重点4

市民・地域と協働し、子どもの健やかな成長に向けて安心して子育てができる環境を整備します。

具体的事業	内容	担当課
1 妊婦・乳幼児健康診査と相談体制の充実	各月齢になった子どもとその親を対象に歯科保健指導・保健指導等を行うとともに、育児不安の解消を図ります。	健康管理課
2 産前・産後の支援	研修を受講したファミリーサポートセンターの援助会員が訪問し、安心して育児や日常生活が営めるよう支援します。	こども課
3 多様な保育サービスの充実	延長保育、一時保育、病後児保育、低年齢児保育や障害のある子どもの保育など多様な保育を提供します。また、住民相互の育児支援であるファミリーサポートセンターも推進していきます。	こども課
4 放課後児童クラブの充実	対象となる児童が、授業終了後、児童クラブにおいて適切な遊びや生活ができる場を提供します。	こども課
5 地域子育て支援センターの充実	子育て家庭への情報提供や相談指導、子育てサークル等の支援など地域での子育て活動支援します。	こども課

具体的事業	内容	担当課
6 子育て支援のための情報収集と提供	子育て中の父母等を対象に、広報、子育てガイドなどを配布するとともに、市ホームページによる情報提供も充実していきます。	こども課
7 家庭児童・教育相談等の充実	悩みのある子どもやその保護者に対し、専門の相談員が相談に応じるとともに、必要に応じて専門機関を紹介します。	こども課 生涯学習課
8 経済的支援の充実	支援の対象となる児童に対し、一部負担金を払うことなく医療機関が受診できるよう医療費を支援します。	保険年金課

■ 施策の方向(2)「介護支援環境の整備」

重点4

ひとり暮らしや要介護となっても高齢者が地域で安心して暮らせる地域ケアを推進します。
また、障害のある人を介助する家族への支援を充実します。

具体的事業	内容	担当課
1 高齢者に対する包括的支援の充実	高齢者が地域で生活する上での様々な問題に対して、地域包括支援センターの専門職員が総合的なマネジメントを行います。	地域包括支援センター
2 在宅サービス等の充実	高齢者の生活を支援する各種福祉サービスを提供します。また、障害のある人やその家族の相談支援を強化します。	高齢者対策課 社会福祉課
3 在宅介護者への訪問指導の充実	健康管理上の支援が必要な介護者(介護保険対象外)に、保健師が訪問指導を行います。	健康管理課

施策目標 3 心身の健康づくりへの支援

◆◇現状◆◇

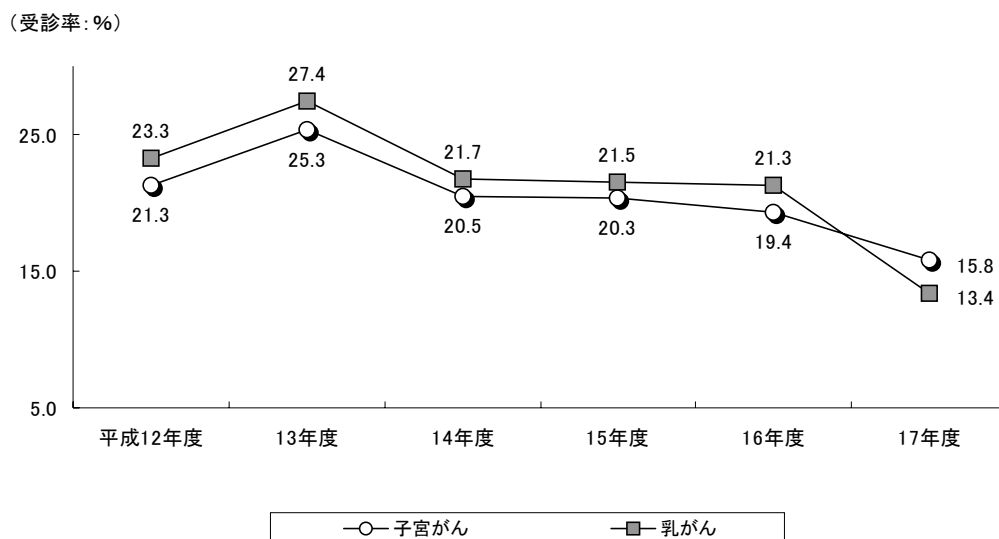
- 乳がんにかかる人が多くなっていますが、検診を受診する人は少ないのが現状です。
- 日常生活のなかで、決まった運動をしている女性は多くありません。

わが国の女性のがん罹患率が第1位である乳がんは年々増加傾向にあり、子宮がんは発症年齢が低年齢化していますが、がん検診受診率は大変低い現状です。特に乳がんは自己検診で発見されるものも多く、早期に発見された場合の治癒率は高いとされていますが、受診や自己検診を行う女性は少ないのが実態です。

また、女性は骨粗しょう症にかかる割合が高く、男性に比べ転倒・骨折が要介護の大きな原因となっています。生涯にわたり健康を維持するためにも、筋力の低下や閉じこもりなどの生活機能の低下を防止し、若いときから健康に対する意識を高めていくことが大切です。

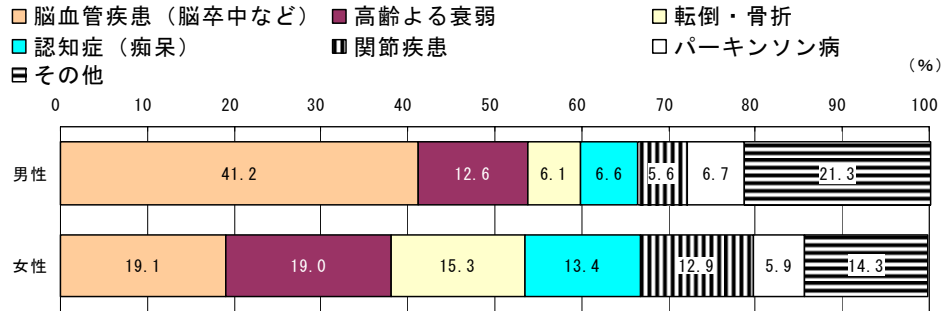
そのためにも運動習慣を持つことの効果は大きいと考えられますが、全国に比べ、県全体では運動習慣のある人が少ない現状です。

図表 39 本市のがん検診受診率の推移



資料: 健康管理課

図表 40 要介護となる原因



資料: 国民生活基礎調査(平成13年)

◆◇施策のポイント◇◆

- ◇女性のがん罹患率が高い乳がんをはじめ、がん検診や骨密度検診の受診勧奨、生活習慣病予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた健康づくりを支援する必要があります。また、現状では限られている性差医療についての調査・研究も必要です。
- ◇活動的な職場、家庭生活や介護予防のためにも、スポーツを推進する必要があります。

■ 施策の方向(1)「健康づくりの推進」

生活習慣病予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

具体的事業	内容	担当課
1 各種健康診査の推進	生活習慣病の予防を推進するとともに、各種がん検診や骨密度検診の受診を勧奨します。	健康管理課
2 性差医療に関する情報提供	性差医療について関連情報を収集し、広報誌等を通じて情報提供を行います。	総合病院 市民生活課

■ 施策の方向(2)「生涯スポーツの推進」

生涯をとおして気軽に楽しめるスポーツを推進し、心と体の健康づくりを支援します。

具体的事業	内容	担当課
1 生涯スポーツ活動の推進	ライフステージに応じた多様なスポーツに取り組めるよう、市民参加のスポーツを推進します。	体育課

基本目標Ⅲ 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが“ほっと”になれるまちにしましょう。

1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

- (1) 各種審議会等への女性の参画推進 **重**
- (2) 女性の人材育成と市政への市民参画の推進
- (3) 女性職員の登用推進

2 様々な分野への女性の参画促進

- (1) 地域活動への男女の参画促進
- (2) 企業・団体等における女性の登用促進
- (3) 新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進

3 地域活動と生活支援の充実

- (1) 高齢者障害者の社会参加の促進
- (2) ひとり親世帯などの生活の安定・自立支援
- (3) 地域活動の促進

4 国際社会理解と交流活動の推進

- (1) 国際社会理解のための教育と学習活動の推進
- (2) 国際交流の充実
- (3) 市民平和運動の推進

◆◆指標◆◆

項目名	現状	目標（平成25年度）
10 審議会等委員への女性の登用率	17% (平成20年度)	20%
11 女性委員のいない審議会等の数	4 (平成20年度)	0
12 市の管理職に占める女性の割合（一般行政職）	10.5% (平成20年度)	13.5%
13 女性エコリーダー	36人 (平成20年度)	50人以上
14 防災会議における女性委員登用率	1人 (平成20年度)	2人以上
15 安全安心まちづくり協議会女性登用率	23% (平成20年度)	30%

項目名	現状	目標（平成25年度）
16 女性生産者観光特産品取扱件数	5件 (平成20年度)	20件
17 シルバー人材センター会員登録数	2% (平成20年度)	3%以上
18 国際交流事業への参加者数	782人 (平成20年度)	845人

施策目標 1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

◆◆現状◆◆

- 審議会等委員は、組織の代表者という慣例や選出団体の固定化がみられます。
- あらゆる分野で女性の意見が反映されにくい現状です。
- 市においても女性管理職の比率は高くありません。

男女がともに社会をつかっていくためには、意思を反映する政策や方針決定の場にもともに参画することが重要です。

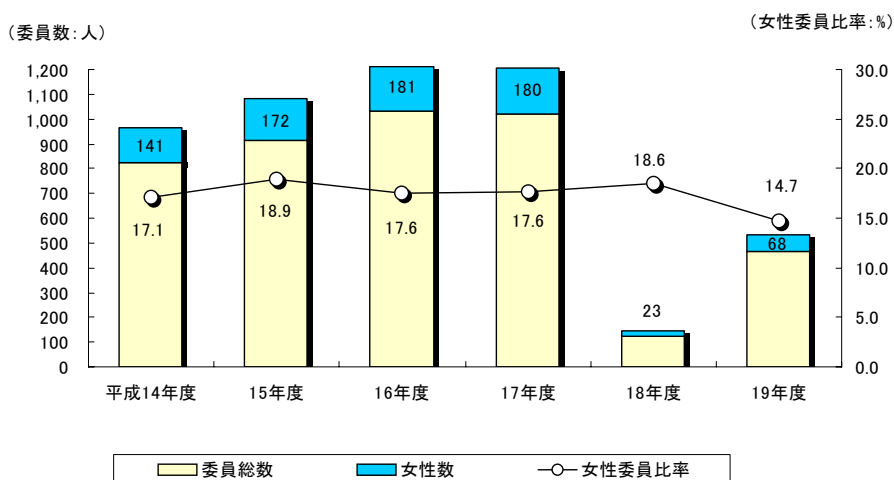
本市の法令・条例に基づく審議会等の女性委員数は 68 人、女性委員登用率は 14.7%、行政委員女性委員数は4人で登用率7.4%です(平成 19 年度)。市でも女性の登用を推進してきましたが、飛躍的な上昇は困難なのが現状です。

市民意識調査では、職場や政治の場において 60%を超える市民が“男性優遇”と回答しており、職場や政治の場における女性の発言権の低さがうかがわれます。

また、市の政策に女性の意見が反映されているかどうかについては、男性に比べて女性の「あまり反映されていない」とする割合は高くなっています。女性の意見が反映されていない理由としては、「女性の市議会議員が少ない」「審議会などに女性委員が少ない」が代表的な理由です。

また、市の女性管理職比率は県内他市に比べると高いものの、一般行政職で 147 人中 15 人と1割にとどまっており、市の方針決定の場に女性の意見をより反映するためにも努力が必要です。

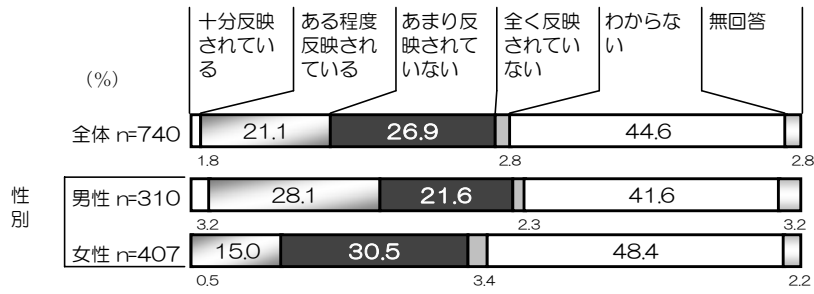
図表 41 市の女性委員比率の推移



資料:市民生活課

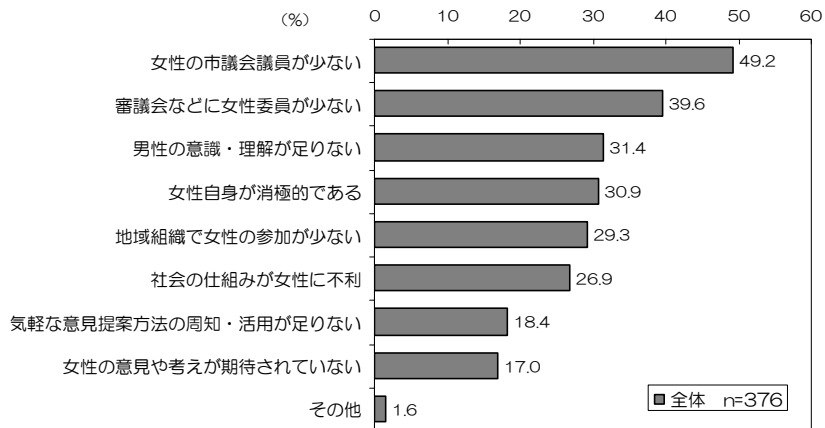
注:合併前は参考。平成 18 年度については合併による影響で調査時に未設置の審議会等あり

図表 42 市の政策への女性意見の反映(問 24)



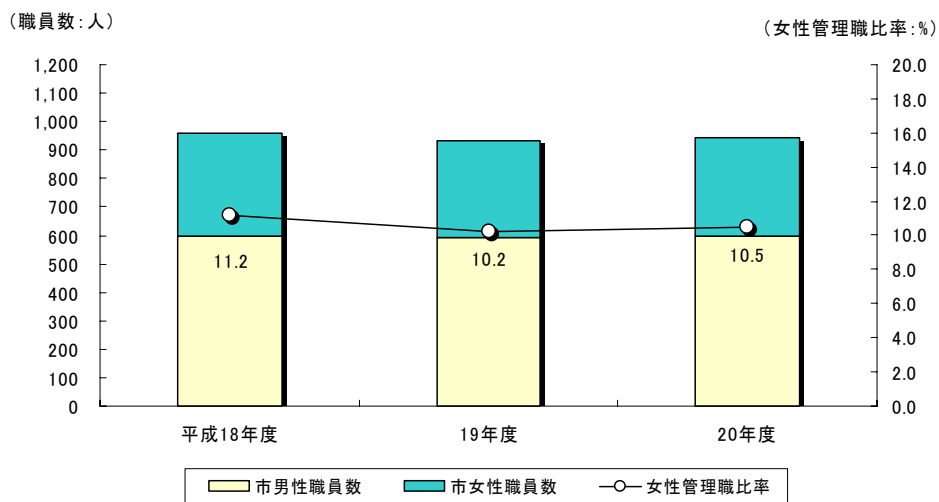
資料: 市民意識調査

図表 43 反映されていない理由(問 24(1))



資料: 市民意識調査

図表 44 職員の状況



資料: 職員課 (各年5月1日)

◆◇施策のポイント◆◇

- ◇女性の登用を推進するため、関係各課でも女性の登用を促進するとともに、先進事例に学ぶなど工夫が必要です。
- ◇地域の現状を市政に反映するためには、状況をよく把握している人材を意思決定の場へ送ることが大切です。このため、女性の人材を育成するとともに、市民が市政に参加しやすい環境をつくっていく必要があります。
- ◇庁内においても方針決定の場で女性職員が参画できるよう、管理職への登用を推進する必要があります。

■ 施策の方向(1)「各種審議会等への女性の参画推進」

重点3

平成25年度までに審議会等への女性委員登用比率20%とする目標を着実に達成するための取り組みを強化します。

具体的事業	内容	担当課
1 女性委員の積極的参画の推進	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる方針決定の場に共同して参画できるよう審議会等への女性の参画を推進します。	市民生活課
2 登用状況の調査・公表	審議会等の女性委員の登用状況について定期的な調査を行うとともに、市民に公表します。	市民生活課
3 女性委員選任要領の作成	女性委員の登用促進に向けて、市が審議会等の委員を委嘱する際の要領を定めます。	市民生活課

■ 施策の方向(2)「女性の人材育成と市政への市民参画の推進」

女性の市政への参画を推進し、男女共同参画を推進する人材や団体の発掘と活動支援に取り組めます。

具体的事業	内容	担当課
1 人材育成のための研修会等の開催	女性のための人間関係講座を開催し、女性のライフサイクルを考える機会を提供するとともに、男女共同参画を推進する人材育成に努めます。	市民生活課
2 人材リストの作成	委員経験者や一般公募による登録者をリスト化するとともに、適切な管理と活用を図ります。	市民生活課

具体的事業	内容	担当課
3 市民ふれあい議会等広聴活動の充実	公募及び自治会からの推薦により参加者を募り、市政への意見や提案を行う機会を設けます。	広報情報課
4 女性懇談会の開催	市政が身近なものとなるよう市長等との懇談を行います。	広報情報課
5 女性団体等への働きかけ	男女共同参画の視点に立った活動に取り組む女性団体を支援します。	市民生活課

■ 施策の方向(3)「女性職員の登用推進」

女性職員の育成と、管理職への登用を推進します。また、県教育委員会との連携により、教職員における女性の登用に注視します。

具体的事業	内容	担当課
1 職員の自主研修活動の支援	全職員を対象とする自主研究グループ活動立ち上げの際は、男女のバランスに配慮するよう要綱を改正します。	職員課
2 女性職員の管理職部門への登用推進	女性職員の職域の拡大、研修等の参加の推進により、管理職としての能力向上を図ります。	職員課
3 教職員の管理職への女性の登用促進	県教育委員会との連携を図りながら、女性教職員の管理職登用を促進します。	学校教育課
4 職員採用における男女平等化の推進	男女共同参画の視点を反映した職員採用を行います。	職員課

施策目標 2 様々な分野への女性の参画促進

◆◆現状◆◆

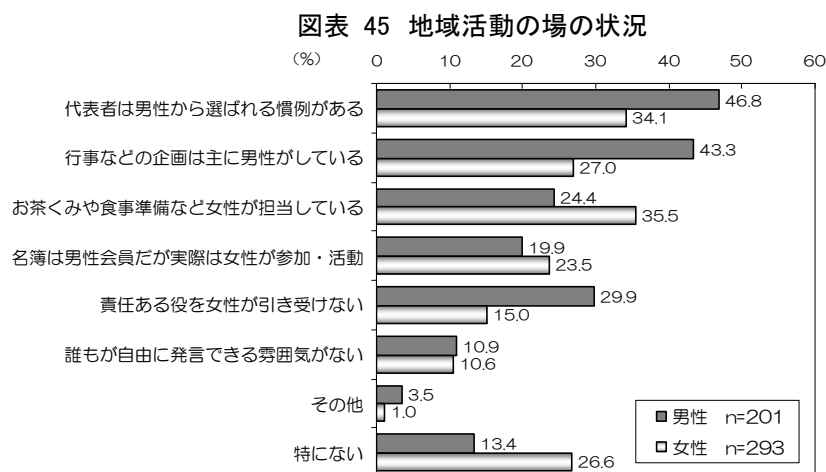
- 団体の代表者は男性が選ばれるという慣習があったり、女性の参加意識も高くありません。
- 企業や団体においても意思決定の場にある女性は少ない状況です。
- 地域の課題を解決するために女性の活躍が期待されています。

社会の成熟化などに伴い、地域住民によるボランティア活動、NPOによる活動等、地域住民が社会の形成に主体的に参画し、互いに協力し合う活動が活発になっています。

しかし、市民意識調査によると「区・町内会・自治会、コミュニティ活動」「環境に関わる活動」「安全なまちづくりなどの市民活動」は男性の参加が多く、女性は「子ども会、PTAなどの青少年育成活動」「趣味・教養講座への参加」「文化・芸術活動」「女性団体・グループの活動」に多く、男女のバランスがとれていないのが現状です。

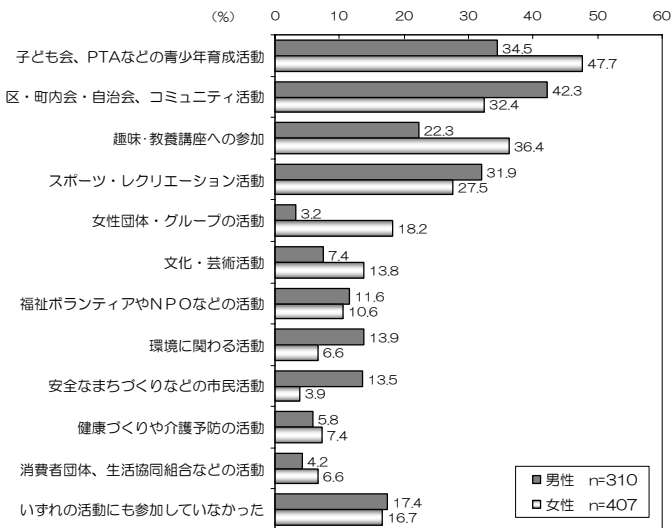
また、「代表者は男性から選ばれる慣例がある」や「行事などの企画は主に男性がしている」「お茶くみや食事準備など女性が担当している」などの慣習があり、これらのことから、“意思決定の場は男性、実質活動は女性”という状況がうかがえます。

女性の今後の参加意向をみても、地域全体に関わる自治会、コミュニティ活動では低調であり、趣味・教養講座やレクリエーション活動への参加意向が高くなっています。

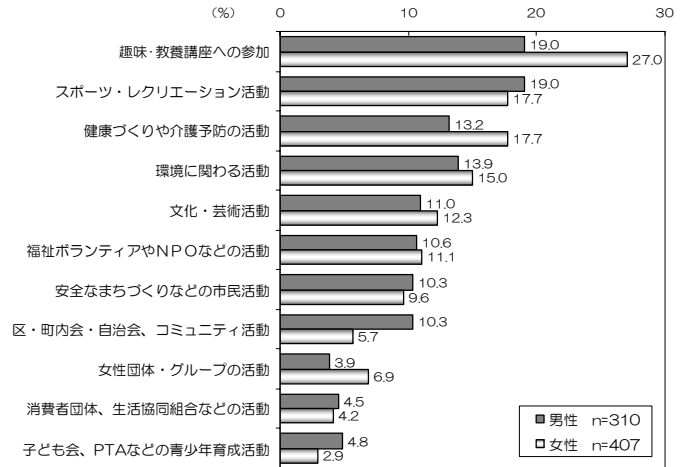


資料：市民意識調査

図表 46 地域活動への参加状況



図表 47 地域活動への参加意向

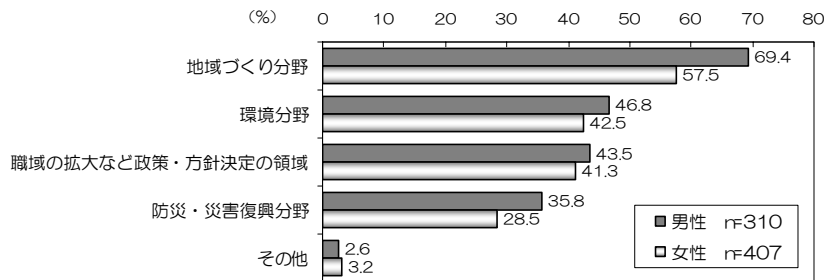


資料: 市民意識調査

県内でも地域を代表する自治会長に女性が少ないのが現状です。民間企業の女性管理職比率も、従業員数 30 人以上の規模では係長相当職で 10.5%、課長相当職で 3.68%、部長相当職で 2.0%にとどまっており、100 人以上の規模の事業所と比べると小規模の事業所ではさらに低い状況です(内閣府平成 19 年9月)。また、全国農業協同組合やPTA役員、スポーツ団体も女性役員は1割に達していません(内閣府平成 19 年9月)。

一方、市民が女性の参画が必要な分野として挙げているのは「地域づくり分野」ですが、「環境分野」「職域の拡大など政策・方針決定の領域」「防災・災害復興分野」のいずれにおいても、男性の回答が上回る結果であり、女性の関心はやや低い状況がうかがわれます。

図表 48 女性の参画が必要な分野



資料: 市民意識調査

◆◆施策のポイント◆◆

- ◇地域の団体活動においても男女共同参画を推進し、男女がバランスよく活動するよう啓発が必要です。
- ◇企業、団体などにおいても女性が意思決定の場に参画できるよう継続的な啓発が必要です。
- ◇環境分野、防災・災害復興分野、地域おこし、まちづくり、観光分野などでも女性の参画の促進が必要です。

■ 施策の方向(1)「地域活動への男女の参画促進」

地域コミュニティの中心となる自治会やPTAなどの地域活動団体の維持・発展のために、性別役割分担意識を見直し、男女共同参画の推進が必要であることを普及します。

具体的事業	内容	担当課
1 地域活動への男女の積極的参画の啓発	出前講座により、地域活動を活性化するための男女共同参画の必要性について啓発を行います。	市民生活課

■ 施策の方向(2)「企業・団体等における女性の登用促進」

事業所への出前講座により、企業における女性登用の必要性について啓発を行っていきます。また、地域活動団体からの代表委員選出にあたっては、市の女性登用推進への理解を求めています。*検討中

具体的事業	内容	担当課
1 各種団体等における女性役員登用推進の啓発	市の社会教育関係団体等を対象として、女性役員選出の必要性を啓発していきます。	市民生活課

■ 施策の方向(3)「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」

地域での新たな活動分野である、環境保全、地域の安全対策や地域おこし活動において女性の参画を促進し、リーダーの育成に取り組みます。

具体的事業	内容	担当課
1 環境分野における男女共同参画の推進	環境保全活動の指導的役割を担う女性エコリーダーを育成し、環境分野に男女の視点を反映させます。	環境課
2 安全安心なまちづくり(災害・犯罪・交通事故・火災)における男女共同参画の推進	防災会議における女性委員の登用推進に取り組み、防災計画の見直し時には女性の意見を反映させていきます。また、「安全安心のまちづくり協議会」において女性の登用を推進します。	行政課 市民生活課
3 観光・特産品など地域おこしにおける男女共同参画の推進	本市の特性を生かした観光農業や特産品づくりなどで活躍する女性を支援するとともに、まちづくりへの参画を推進します。	観光課

施策目標 3 地域活動と生活支援の充実

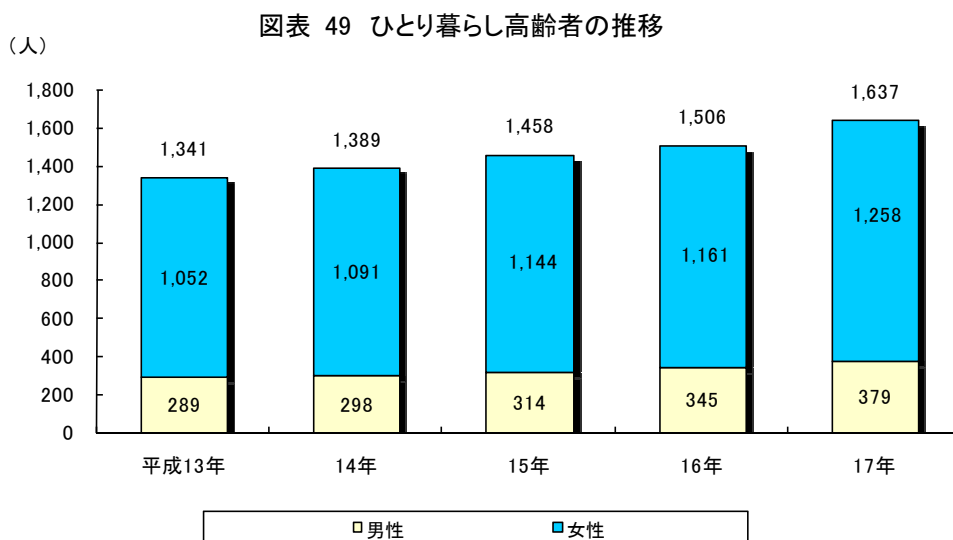
◆◆現状◆◆

- 高齢者や障害のある人が社会の一員として参加できるまちが求められています。
- ひとり親家庭では、行政や地域での支援も必要とされています。
- 地域住民の支え合いが新しい市民力として期待されます。

少子高齢化の進展に伴い、本市においても高齢者のひとり暮らしは増加しています。また、障害のある人も増加の傾向がみられます。このため高齢者や障害者の自立を支援する公的なサービスの強化とともに、地域社会の一員として参画できるよう推進が図られているところです。

また、家族形態の多様化によりひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では経済的負担や家事負担、仕事への悩みがあるといわれており、行政や地域での支援が必要とされています。

一人ひとりが地域で安全安心な暮らしを継続していくためには、地域住民の支え合いも大切です。



資料：高齢対策課

◆◆施策のポイント◆◆

- ◇あらゆる人々が地域の中で自立した生活を送り、社会に参画していくことができるよう、地域における支援が必要です。
- ◇母子・父子家庭の生活の安定に向けた決め細やかな支援が必要です。
- ◇地域の課題は地域住民が解決するという意識を高め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域住民の活動を活発化していくことが大切です。

■ 施策の方向(1)「高齢者・障害者の社会参加の推進」

ノーマライゼーション⁷の理念のもと、高齢者も障害者も個人の尊厳が保たれ、心身ともに健やかに自立した生活を地域で営むことができるよう、社会参画の促進をはかります。

具体的事業	内容	担当課
1 高齢者の社会参加の充実	高齢者の就業の機会や自主的な生きがいがいづくり活動を支援します。	高齢対策課
2 障害のある人の社会参加の充実	障害のある人の就労機会の拡大をはじめとする社会参加への支援を充実します。	社会福祉課

■ 施策の方向(2)「ひとり親世帯などの生活の安定・自立支援」

母子世帯、父子世帯は職業生活と家事・育児・介護など家庭生活との二重の負担があることから、それぞれの特性に応じた支援を行っていきます。

具体的事業	内容	担当課
1 医療費の助成	対象者へ医療費を助成し、健康の増進を支援します。	保険年金課
2 母子家庭自立支援の充実	資格取得のための講座を受講した方に受講費用の一部を補助し、就労を支援します。	こども課
3 ひとり親家庭等への各種手当の充実と制度の周知	両親の離婚などにより、父親と一緒に生活していない母子家庭等の生活の安定と自立を支援します。	こども課

■ 施策の方向(3)「地域活動の推進」

市民・地域との市の協働を進めるため、ボランティアの育成に取り組むとともに、地域活動団体への支援を充実していきます。また、多様なボランティア団体の活動を支援します。

具体的事業	内容	担当課
1 ボランティアの育成と活動支援	高齢者・障害のある人の社会参加への支援や子育て支援などボランティアの育成と活動を支援します。	社会福祉課 高齢対策課
2 NPO活動等への支援	NPO法人等への支援や、多様なボランティア活動を支援していきます。	市民生活課

⁷ ノーマライゼーション(Normalization) :

高齢者や障害者など社会的に不利を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方をいいます。

施策目標4 国際社会理解と交流活動の推進

◆◇現状◆◇

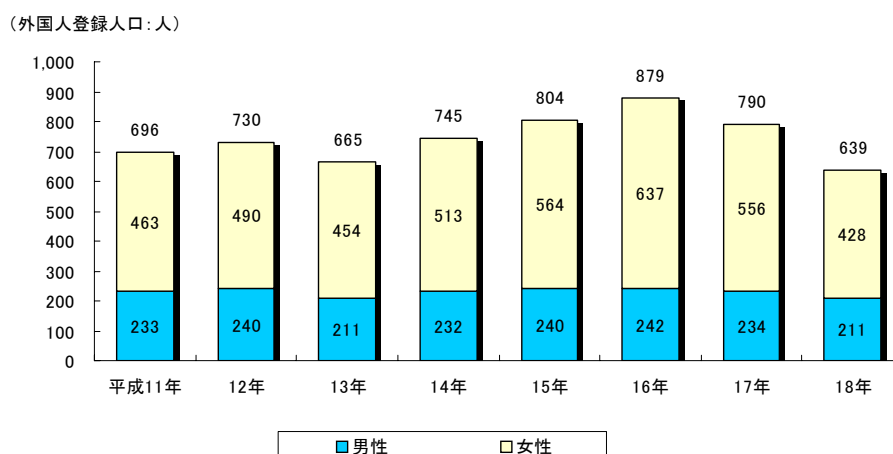
- 男女共同参画社会を実現するための取組みは、国際社会との深いかかわりの中で進められています。
- 世界では紛争や戦争が起こっており、その犠牲の多くは女性や子どもです。

国際連合では、国際婦人年(昭和50年)に第1回世界女性会議を開催し「世界行動計画」を採択しました。これを受けて、日本でも昭和52年に「国内行動計画」を策定し、わが国の男女共同参画社会の実現への取組みは新たな段階に入りました。

このように、わが国の男女共同参画施策の取組みは、世界の動きのなかで進められてきた経緯があり、国際社会と深いかかわりがあります。男女共同参画社会を推進するためには、地域だけでなく世界の状況にも視野を広げ、国際社会への理解を深めていくことが大切です。

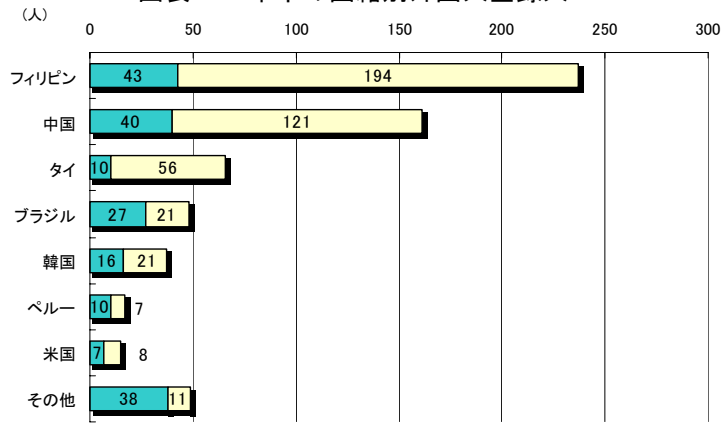
また、本市の外国人登録者数は、平成18年度で男性211人、女性428人と女性が多い状況です。その人数は平成16年をピークに減少していますが、ともに地域に暮らす人々がお互いの文化の違いを認め合い、国籍や民族などの違いによらず男女が対等な関係を築いていくことも大切です。

図表 50 本市の外国人登録人口の推移



資料:各年外国人登録人口(平成17年までは旧市町村の合計)

図表 51 本市の国籍別外国人登録人口



資料:外国人登録人口(平成20年5月)

一方、世界において戦況下にある国や地域では、女性は、社会的地位の低さと女性であるということにより、暴力被害を受けるなど人権侵害の影響を被っています。また、難民その他の国内避難民を含む避難民の約80%は女性と子どもであるといわれており、財産や様々な権利の剥奪とともに、暴力と不安定な生活に脅かされています。

このように、女性や子どもの戦況下における被害が甚大であることから、国際社会の平和を維持する取組みは、男女共同参画社会を推進する重要な位置をしめています。

世界規模での貧困、飢餓、暴力、学習機会などの男女格差、エイズ、人身売買など女性や子どもを取り巻く現状に市民一人ひとりが関心を持ち、本市の男女共同参画の推進が、世界の平和につながるのだという考え方を広めていく必要があります。

◆◆施策のポイント◆◆

- ◇国際社会の状況を理解するとともに、地域での国際交流を深める必要があります。
- ◇次代に平和の尊さを伝えていく活動を継承していくことが大切です。

■ 施策の方向(1)「国際社会理解のための教育と学習活動の推進」

子どもの頃から他国の文化に触れ、国際的視野をもった人材を育成するとともに、世界における女性の現状への理解を広げる学習機会を提供します。

具体的事業	内容	担当課
1 国際理解教育の推進	ALT ⁸ や外部講師とのチームティーチングにより外国語に親しみ、他国の文化を知ることによって児童・生徒の国際理解を高めます。	学校教育課
2 外国語講座の開催	生涯学習の一貫として、働く人も参加できるよう配慮した外国語講座を開催します。	中央公民館
3 世界の男女共同参画社会に関する情報収集と提供	諸外国の男女共同参画に関する情報を収集し、必要に応じて情報提供を行います。	市民生活課

■ 施策の方向(2)「国際交流の充実」

在住外国人が円滑に市民生活を送れるよう支援するとともに、市民レベルでの国際交流を推進します。

具体的事業	内容	担当課
1 国際化に対応したまちづくり	公共施設案内標識の外国語併記表示を推進します。	企画課
2 在住外国人に対する支援	在住外国人の暮らし全般にかかわる情報提供や相談窓口を充実します。	企画課
3 市民を主体とした国際交流の推進	在住外国人に日本の文化を理解してもらう機会を提供するとともに、中学生の海外派遣、姉妹都市交流やホームステイの受け入れなど市民レベルでの交流を進めます。	企画課 学校教育課

■ 施策の方向(3)「市民平和運動の推進」

核兵器廃絶平和宣言都市として、恒久平和を願う市民活動を継承していきます。

具体的事業	内容	担当課
1 平和を継承する活動の推進	児童・生徒が世界の平和について考える機会を設けるとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さを市民に伝えていきます。	企画課 社会福祉課

⁸ ALT(Assistant Language Teacher):

学校や教育委員会に配属されている外国語指導助手で、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事したり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事しています。

基本目標Ⅳ 就業における男女共同参画の推進

男女が対等なパートナーとして働くまちにしましょう。

1 男女が対等なパートナーとして働く環境整備

- (1) 男女が働きやすい職場環境の整備
- (2) 商工自営業者・農業等の女性の労働条件の向上

2 女性のチャレンジ支援

- (1) 再就職等への支援と環境整備

◆◆指標◆◆

項目名	現状	目標（平成25年度）
19 職場において男女平等と感じている市民の割合	20.1% (市民意識調査 2007)	23%
20 農業委員の女性登用率 農村生活アドバイザー JA 女性理事・参事数 女性起業	8.1% 4人 4人 4グループ 2人 (平成20年度)	10.0% 5人以上 4人以上 6グループ 4人
21 働く女性のネットワークづくりを目指すセミナー等の開催	なし	年4回

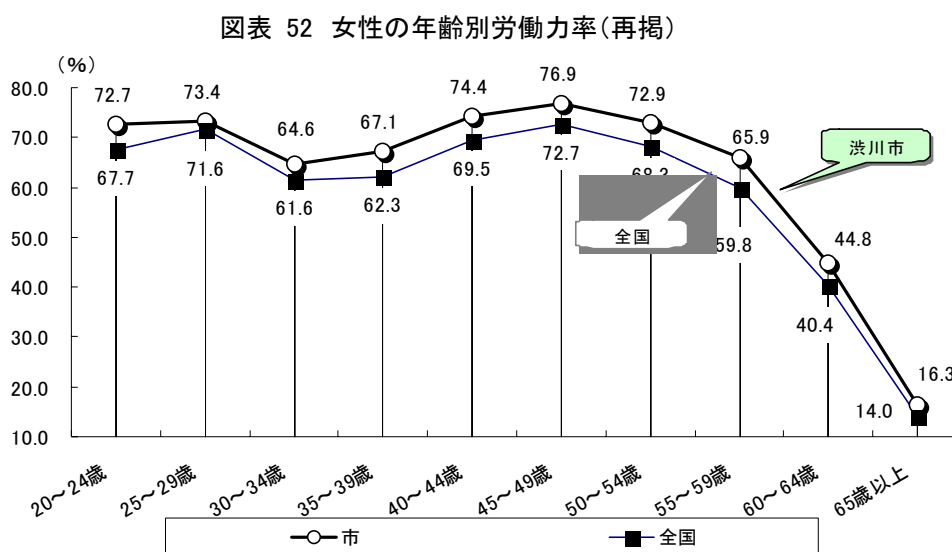
施策目標 1 男女が対等なパートナーとして働く環境整備

◆◆現状◆◆

- 本市の働く女性の割合は、全国を上まわっています。
- 職場では男性が優遇されているとする人が6割を超え、パートなど就業形態によってはさらに高くなっています。
- 農業や自営業でも女性が活躍しています。

男女がともに就労により生活基盤を確立し、また、そこでそれぞれの能力を発揮できることは、男女共同参画社会の目指すところです。そのためには、男女がパートナーとして働くことができる環境整備が求められます。

本市の女性の年齢別労働力率は、すべての年齢で全国を上回り、働く女性が多いことを示しています。しかし、わが国の特性となっている結婚・子育て期に労働力率が低下するM字曲線を描き、25～29歳で73.4%であった労働力率は30～34歳では64.6%に低下しています。



資料:平成17年国勢調査

平成19年4月1日より、男女双方に対する差別の禁止、間接差別⁹の禁止など性差別禁止の範囲の拡大等を盛り込んだ改正男女雇用機会均等法が施行されました。

⁹ 間接差別:

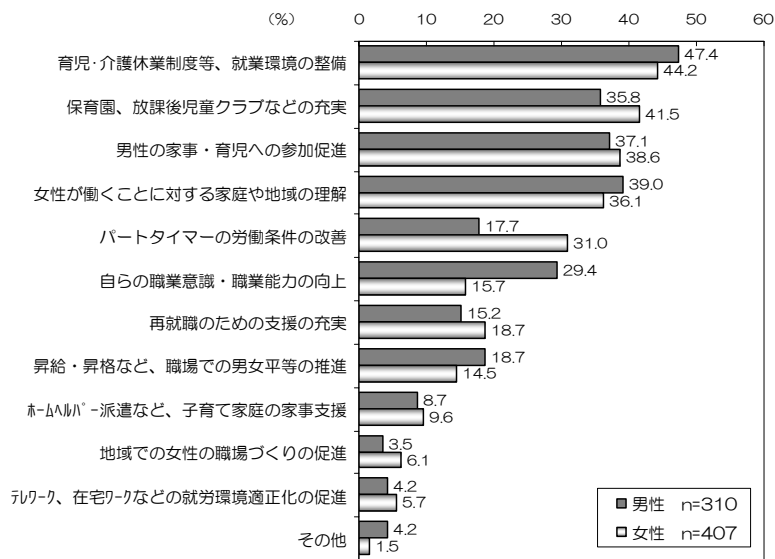
外見上は、性中立的な規定、基準、慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないものを指します。

しかし市民意識調査によると、職場においては全体で6割を超える人が“男性優遇”と回答しています。また、セクシュアル・ハラスメント防止規定など制度が未整備であったり、女性は補助的な仕事が多かったり、セクシュアル・ハラスメントを受けるなど職場の待遇が必ずしも男女に平等とはいえない状況で、女性が多い派遣・パート等ではさらに厳しい職場環境がうかがわれます。

なお、男女が働きやすい職場環境として、男女とも「育児・介護休業制度等、就業環境の整備」を求める声が最も高くなっていますが、育児休業制度が整備されているとの回答は半数以下にとどまる上、実際に制度を利用できる男性は女性に比べ少ない状況です。育児休業を取得できない理由は、“育休をとれる雰囲気ではない”“職場に迷惑がかかる”などで、“迷惑がかかる”は男性の特徴的な回答となっています。

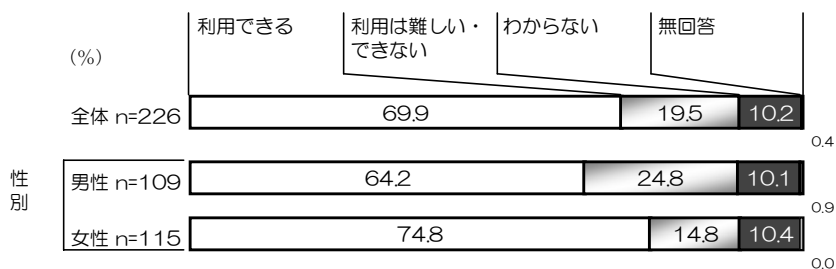
男女共同参画社会を目指すために市に求められている施策を見ても、保育サービスの充実を図るとともに、仕事と家庭との両立が図られるよう事業所への働きかけなどが必要とされています。

図表 53 男女がともに働きやすい環境のために必要なこと



資料：市民意識調査

図表 54 職場での育児休業制度の利用状況



資料：市民意識調査

また、わが国の農業就業人口の半数以上は女性が占め、農業や地域活動の活性化等に重要な役割を果たしています。本市でも、農業技術の進展による農作業負担の軽減、活動時間の確保や加工技術等の進展により、地域農産物を活用した特産加工品づくりや直売などで女性の起業活動が活発化していますが、農業従事者の半数をしめる女性の中でも、経営の方針決定や資産購入ができる立場にある人はまだ少数と考えられています。

また、商業、サービス業など家族単位で経営している事業所の傾向として、女性が仕事と家事、育児、介護を境目なく担っているのが現状です。

◆◇施策のポイント◆◇

- ◇改正男女雇用機会均等法をはじめ労働法の趣旨・内容を周知し、雇用環境の整備を進める必要があります。
- ◇保育サービスの充実とともに、事業所と市民に育児休業等の取得について働きかけていく必要があります。地域の規範として市役所の取り組み状況の公表も求められます。
- ◇家族従業者として農業、商工自営業等に携わる女性はその活動に見合う正当な評価を受け、男性と対等に経営参画できるよう支援の充実が必要です。

■ 施策の方向(1)「男女が働きやすい職場環境の整備」

自分のライフスタイルに合った多様な働き方を選択することができ、適正な労働条件が確保されるよう、男女がともに働きやすい環境づくりを促進します。

具体的事業	内容	担当課
1 労働関係法や制度の普及啓発(再掲)	事業所に対し、労働基準法、パートタイム労働法など労働法を遵守するよう啓発します。また、セクシュアル・ハラスメントや職場における母性保護についても啓発していきます。	商工振興課
2 相談の充実	労働条件や雇用等についての問題について労働相談員による労働相談を行います。	商工振興課
3 就業における母性保護の推進	妊娠届出時に母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、定期的な検診の受診を啓発します。	健康管理課
4 庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止啓発	市の新規採用職員のほか全職員にセクシュアル・ハラスメントに関する研修を行うとともに、セクハラ相談員制度の周知と活用を推進します。	職員課 市民生活課
5 次世代育成支援特定事業主行動計画の推進・公表	次世代育成支援対策推進法に基づく本市の行動計画の推進と進捗状況を公表し、地域の規範を示します。	職員課

■ 施策の方向(2)「商工自営業者・農業等の女性の労働条件の向上」

商工自営業者、農業等で活躍する女性が、対等なパートナーとして働くことができるように環境改善に取り組むとともに、学習機会等の提供を推進します。

具体的事業	内容	担当課
1 労働条件・環境改善の推進環境改善の推進	<p>新しい農業経営のルールづくり、技術や経営能力の向上、農村地域の慣習やしきたりの見直しや働きやすい環境づくり、方針決定の場への女性の参画など行動計画が定める目標をめざし、具体的な施策を推進します。</p> <p>また、渋川市農村女性会議における学習機会の提供と、主体的に活動している女性組織の拡大と支援の充実を図ります。</p>	<p>農林課 農業委員会</p>
2 働く女性のためのネットワークづくりへの支援	<p>女性経営者、女性従業者への情報提供と、問題意識を共有するためのネットワークづくりを支援します。</p>	<p>市民生活課</p>

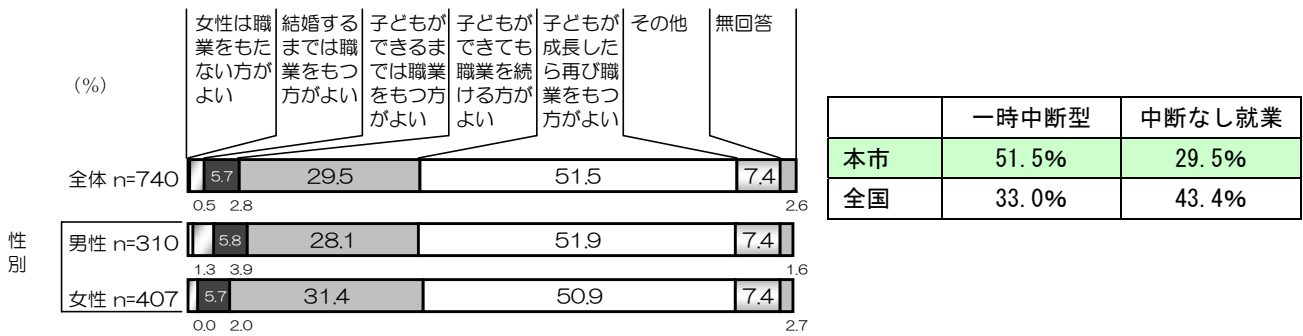
施策目標 2 女性のチャレンジ支援

◆◆現状◆◆

○市民の多くは、子どもが成長したら女性も再び職業を持つほうがよいと考えています。

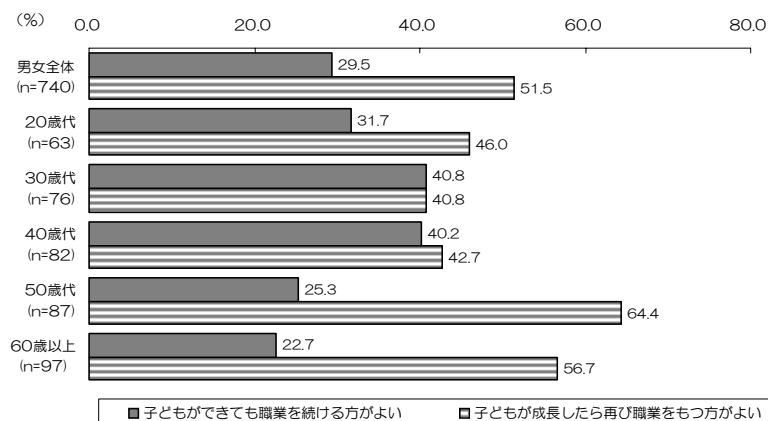
女性が職業をもつことについて、「子どもが成長したら再び職業をもつ方がよい」（一時中断型）が半数を超え、「子どもができて職業を続ける方がよい」（中断なし就業）を大きく上回っています。このような結果は、全国に比べて一時中断型が大変多く、本市の特徴となっています。しかし、年齢別にみると、30～40 歳代の女性は一時中断型と中断なし就業は 40% 程度のところで拮抗しています。

図表 55 一般的に女性が職業をもつことについて



資料：市民意識調査

図表 56 一般的に女性が職業をもつことについて－女性の年齢別



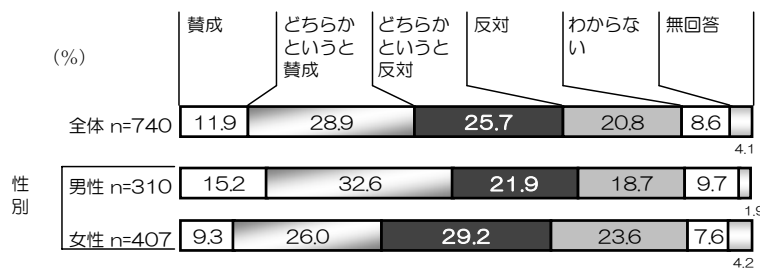
資料：市民意識調査

一方、“女性が結婚したら家族を中心に考えて生活する”という考え方について質問したところ、女性は“反対”が“賛成”を大きく上回りました。

また、家庭生活で優先することの現実と希望についての女性の回答は、現実では“仕事と生活の両立”と“家庭優先”が拮抗していますが、希望では“仕事と生活の両立”が圧倒的多数です。男性については、希望では女性と同様、“仕事と生活の両立”と答えているものの、現実には“仕事や自分優先”の傾向です。このほか、4分の1の男性は配偶者に対し“家庭優先”を望んでおり、ここにも女性は家庭を重視すべきという男性の潜在的な意識がうかがわれました。

これらの点から、女性が一時中断型の就労を望むのは、必ずしも家族中心のライフスタイルを望むためだけではなく、仕事と家庭の両立が困難な就業環境や家庭や地域の理解不足などによることも推測されます。

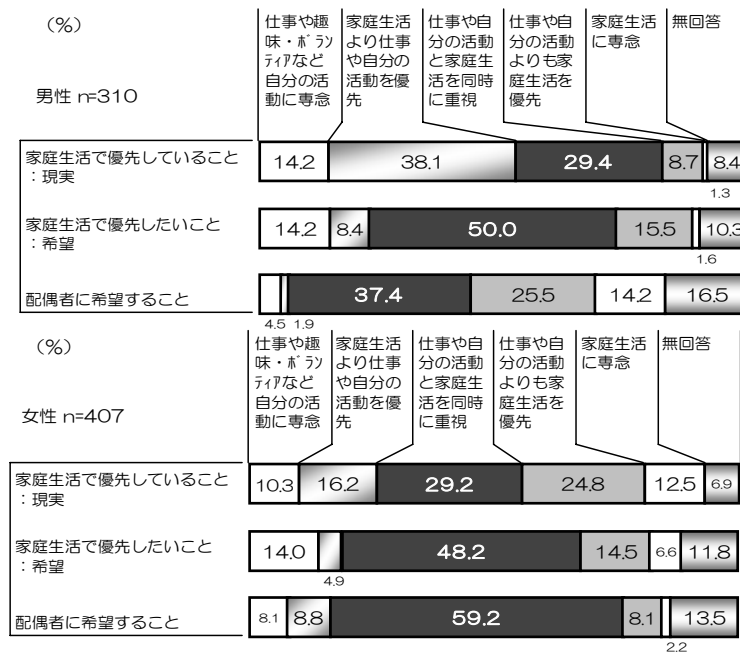
図表 57 “女性は結婚したら家族を中心に考えて生活する”について



注：“賛成”とは「賛成」と「どちらかという賛成」の合計、“反対”とは「反対」と「どちらかという反対」の合計。

資料：市民意識調査

図表 58 家庭生活で優先すること



資料：市民意識調査

なお、男女共同参画計画の施策として、女性の4割は「出産・子育て後に再就職しやすい制度づくり」を挙げており、再就職への支援が求められています。子育て中の30～40歳代女性を対象としたヒアリング調査から、再就職するためには様々な障害があること、一旦退職した女性には何よりも“自信の回復”が必要であることが把握され、本市の状況に応じた女性のチャレンジ支援¹⁰のあり方が求められます。

◆◆施策のポイント◆◆

◇本市の実情にあった再就職支援が必要です。

■ 施策の方向(1)「再就職等への支援と環境整備」

出産や育児などのため退職した女性の再就職を支援していくとともに、働く女性が情報交換できる場をつくることを推進します。

具体的事業	内容	担当課
1 関係機関との連携による情報の提供	事業主、市民等を対象に広報等で女性の就労支援、雇用拡大に関する情報提供や啓発、講座の紹介やセミナーの開催を行います。 また、マザーズハローワーク等の情報提供を行います。	商工振興課 市民生活課
2 相談の充実	市民等を対象に、就業援助相談員による就業相談を行います。	商工振興課
2 働く女性のためのネットワークづくりへの支援(再掲)	女性経営者、女性従業者への情報提供と、問題意識を共有するためのネットワークづくりを支援します。	市民生活課

¹⁰ 女性のチャレンジ支援:

出産・子育て等によりいったん離職した女性が再就職・起業等をする事。

なお、女性のチャレンジ支援として、国では、様々な分野における、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育て等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を推進することとしています。

5 計画の推進

1 計画の進行管理の実施

毎年度、計画の実施状況に関する報告書を作成し、庁内推進会議、懇談会への報告を経て市民に公表します。また、施策の成果が把握できるよう本計画では中間年の目標値を設定しており、数値目標も含めた点検を行います。

今後も可能な限り数値目標化に努め、PLAN(計画)→DO(実施)→CHECK(評価)→ACTION(改善)の確立に努めます。

2 庁内の推進体制などの機能充実強化

市職員がジェンダーに敏感な視点で事業にあたることができるよう、職員研修において男女共同参画についての研修を行います。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき少子化対策を推進するとともに、男女共同参画の目標達成に努めていきます。

なお、基本法第4条及び第15条により、市はあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが規定され、市職員も施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画に配慮することが定められています。このため、男女の社会における活動の選択に対して中立的な立場に立った市政を推進します。

3 市民参画の推進と市民などによる評価システムの整備

策定にあたっては、平成19年度に2,000人の一般市民に市民意識調査を実施し、市民参画の契機としました。このほか、市民意見の公募や市民懇談会(予定)を開催しました。

計画の推進状況を客観的に把握、検証するため、本計画では数値目標を設定しましたが、新たな成果指標の創出など、男女共同参画の視点からの評価システムが構築されるよう手法の開発にも努めていきます。

4 地域活動団体と事業所などとの連携の強化

今後も地域活動団体や事業所などとの連携を強化するとともに、国・県や近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとも男女共同参画の推進を媒体にした協力関係を築いていきます。

1 調査の実施概要

(1) 市民意識調査

調査対象	市内在住の20歳以上70歳未満の男女
標本数	2,000
抽出法	層化2段無作為抽出法（平成19年7月1日現在、住民基本台帳による）
調査方法	郵送による配布・回収
有効回収率	37.0%
調査時期	平成19年7月

(2) 市民へのヒアリング調査

調査の目的	本市において結婚・子育てのために一旦退職した女性の再就職支援が市民ニーズに適ったものであるか、推進するためにはどのような施策が求められるのか、対象となる市民のニーズを把握する
調査対象	30～40歳代の子育て中の女性市民7名（保育所関係3名、幼稚園関係4名）
調査方法	懇談会方式
調査時期	平成20年6月

(3) 関係団体調査

調査の目的	地域活動団体における方針決定の場における女性の参画状況や市の審議会等委員の選出依頼がある場合の選定方法の現状、及び男女共同参画推進の意義等について現状を把握する
調査対象	市内の地域活動団体12団体
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成20年5～6月

2 共働きの区分

回答者とその配偶者の就業形態によって、以下のように「共働き」「準共働き」「非共働き」を区分しています。

回答者の就業形態 (全体 n=520)	配偶者の就業形態 (全体 n=520)		
	自営業や管理職・正社員 など“常勤的な就業形態” (57.1%)	派遣やパートなど“非常勤的な就業形態” (17.5%)	専業主婦・主夫、学生や年金生活者などの無職 (24.4%)
自営業や管理職・正社員 など“常勤的な就業形態” (40.7%)	共働き家庭	準共働き家庭	非共働き家庭
派遣やパートなど“非常勤的な就業形態” (20.1%)	準共働き家庭	準共働き家庭	非共働き家庭
専業主婦・主夫、学生や年金生活者などの無職 (27.2%)	非共働き家庭	非共働き家庭	その他